

官報号外 昭和二十九年三月二十四日

○第十九回 参議院会議録第二十二号

昭和二十九年三月二十四日(水曜日)午前十時三十九分開議

昭和二十九年三月二十四日 午前十時開議

第一 身体障害者福祉法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第二 児童福祉法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第三 医療法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第四 國税法案(内閣提出)

第五 外国為替銀行法案(内閣提出)

第六 株式会社以外の法人の再評正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第七 国有鐵道運賃法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第八 郵便切手類売さばき所及び印紙売さばき所に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第九 郵便切手類売さばき所及び印紙売さばき所に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第十 冬季積雪地域における予算額越の特例に関する法律案(東陸君外七名提出)

十一 一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

十二 同日議長報告

十三 同日議長報告

十四 同日議長報告

十五 同日議長報告

十六 同日議長報告

十七 同日議長報告

十八 同日議長報告

第一〇 昭和二十七年度国有財産増減及び現在額總計算書

(委員長報告)

第一一 昭和二十九年度国有財產無償貸付状況總計算書

(委員長報告)

第一二 ○議長(河井彌八君) 諸般の報告は、朗読を省略いたします。

(委員長報告)

同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを送付された。よつて議長は即日これを送付された。

(委員長報告)

同日議長は、内閣から予備審査のため左の議案を委員会に付託した。

(委員長報告)

同日議長は、内閣から予備審査のため左の議案を委員会に付託した。

(委員長報告)

同日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

(委員長報告)

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

(委員長報告)

同日議長において、左の特別委員の辞任を許可した。

(委員長報告)

同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。

(委員長報告)

同日議長において、左の臨時特例等に関する法律案特別委員

(委員長報告)

同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを送付された。よつて議長は即日これを送付された。

(委員長報告)

同日議長は、内閣から予備審査のため左の議案を委員会に付託した。

(委員長報告)

同日議長は、内閣から予備審査のため左の議案を委員会に付託した。

(委員長報告)

同日議長は、内閣から予備審査のため左の議案を委員会に付託した。

(委員長報告)

同日議長は、内閣から予備審査のため左の議案を委員会に付託した。

(委員長報告)

同日議長は、内閣から予備審査のため左の議案を委員会に付託した。

(委員長報告)

同日議長は、内閣から予備審査のため左の議案を委員会に付託した。

(委員長報告)

同日委員長から左の報告書を提出し去る十八日地方行政委員長から提出し去る十九日これを承認した。

公聴会開会承認要求書

一、公聴会の問題

日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の批准について

査)

投資の保証に関する日本国とアメ

リカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件(予備審査)

た。

た。

株式会社以外の法人の再評価積立金の資本組入に関する法律案(決報告書)

の資本組入に関する法律案(決報告書)

た。

た。

同日内閣から予備審査のため左の議案を提出し去る十九日これを承認した。

公聴会開会承認要求書

(第3号) 昭和二十八年度一歳会計予算補正
同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを外務委員会に付託した。
国際砂糖協定の批准について承認を求めるの件
同日議長は、内閣から予備審査のために付託した。
送付された左の議案を地方行政委員会に付託した。
地方財政法の一部を改正する法律案
同日左の質問主意書を内閣に転送し
た。
建設省職員の定数に関する質問主意書(田中一君提出)
一昨一二二一日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。
内閣委員 入木 幸吉君
文部委員 山縣 謙君
農林委員 雨森 常夫君
労働委員 寺本 廣作君
予算委員 松浦 清一君
同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。
内閣委員
文部委員 雨森 常夫君
農林委員 山縣 謙君
労働委員 八木 幸吉君
予算委員 田中 一君
理事 谷口弥三郎君(長谷山行義君の補欠)
同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを委員会に付託した。
金融機関再建整備法の一部を改正する法律案

同日委員長から左の報告書を提出した。
身体障害者福祉法の一部を改正する法律案可決報告書
外國為替銀行法案可決報告書
郵便為替法の一部を改正する法律案可決報告書
郵便切手類売さばき所及び印紙売さばき所に關する法律の一部を改正する法律案可決報告書
国有鉄道運賃法の一部を改正する法律案可決報告書
法務委員会請願審査報告書第一号同特別報告第一号
法務委員会請願審査報告書第一号同特別報告第一号
同日衆議院から、本院の送付した左の内閣提案案は、同院においてこれを可決した旨の通知書を受領した。
輸出保險法の一部を改正する法律案
○議長(河井彌八君) これより本日の会議を開きます。

○構原事務官 只今の国土総合開発審議会の委員の選挙は、成規の手続を省略いたしまして、議長において指名せらるることの動議を提出いたします。

○杉山昌作君 私は、只今の構原君の動議に賛成いたします。

○議長(河井清八君) 構原君の動議に御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(河井清八君) 御異議ないと認めます。よつて議長は、国土総合開発審議会委員に小澤久太郎君を指名いたします。(拍手)

○戸叶武君 私はこの際、米国における組織物輸入禁止に関する緊急質問の動議を提出いたします。

○藤田進君 私は、只今の戸叶武君の動議に賛成いたします。

○議長(河井清八君) 戸叶君の動議に御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(河井清八君) 御異議ないと認めます。よつてこれより発言を許します。戸叶武君。

〔戸叶武君登壇、拍手〕

○戸叶武君 昨年六月三十日、米国第八十三議会において成立したパブリック・ロー第八十八号、可燃性織物禁止法は、一定の可燃性織物及び衣料の米国内における製造販売又は米国内への輸出を含む一切の取引を禁止することを目的としたものであります。この法律は、薄手の綿織物及びスカーフ、ハンカチーフ類は、全滅に近い大打撃を受けております。法の適用如何によつては、薄手の綿織物及びスカーフ、ハン

式ではありまするが、テストの結果によると、対米織物輸出総額の約五〇%余の約三百四十万ドル、スカーフ、ハンカチーフ類の対米輸出総額の約六〇%の五百万ドル等が禁止の対象になるのではないかと取沙汰されております。

私が第一に質問したい点は、吉田首相は国会開会ごとに、国際収支の均衡、貿易の振興を口にし、岡崎外相は日本経済に重大な影響を与える法律の熱心な、而も外交官出身の吉田、岡崎氏の指揮下にある外交機関が、かかる法律に未然に探知できなかつたかについて承わりたい。この法律は、すでに昨年六月三十日に国会を通過しております。漏れ聞くところによると、ワシントンの大使館から外務省への第一報は、去る三月三日のことです。文明開化の時代に、気の長いにもほどがある。(拍手)アメリカにおいて大使館の諸君は白昼、ひる寝でもしておつたのでありますようか。何たる怠慢ですか、誠に駄然たるを得ません。輸出織物の死活に關する問題が立法化されたのを一年間も知らずに、のほほんをきめるに至つては、到底激甚を極める國際競争に勝ち抜くことはできません。(「そうだ〜〜」と呼ぶ者あり)一体向米Aの受け入れのみに没頭しておつて、貿易關係その他一切の機能を停止しておつたのでありますようか。生糸貿易振興のために農林省係からだけでも、

相は国会開会ごとに、国際収支の均衡、貿易の振興を口にし、岡崎外相は日本経済に重大な影響を与える法律の熱心な、而も外交官出身の吉田、岡崎氏の指揮下にある外交機関が、かかる法律に未然に探知できなかつたかについて承わりたい。この法律は、すでに昨年六月三十日に国会を通過しております。漏れ聞くところによると、ワシントンの大使館から外務省への第一報は、去る三月三日のことです。文明開化の時代に、気の長いにもほどがある。(拍手)アメリカにおいて大使館の諸君は白昼、ひる寝でもしておつたのでありますようか。何たる怠慢ですか、誠に駄然たるを得ません。輸出織物の死活に關する問題が立法化されたのを一年間も知らずに、のほほんをきめるに至つては、到底激甚を極める國際競争に勝ち抜くことはできません。(「そうだ〜〜」と呼ぶ者あり)一体向米Aの受け入れのみに没頭しておつて、貿易關係その他一切の機能を停止しておつたのでありますようか。生糸貿易振興のために農林省係からだけでも、

昨年は二千万円、今年は五千万円計上せられております。大使館には通産省から通商振興局長であつた井上尚一氏、貿易関係の課長級の事務官松村氏、ニューヨークの總領事館には通産省の村田前政策課長が駐在しておるは

です。この際、外務大臣及び通産大臣は、貿易振興費の使途及び出先外交機関の職務上の台帳に關して責任を明

らかにして頂きたい。

過去十年間にアメリカの各州におい

て子供のセーター、スカートに火がついて火だるまになつてやけどをした事

件が幾つか起つてゐるのであります。

これがアメリカの世論を刺激し、すで

にカリフォルニア州ではこの種の法律

が立法化され、その他の各州においても

問題になつてゐるのであります。有能な外交官にあらずしても、新聞を見る

目とラジオを開く耳さえ持つておりさ

えすれば、アメリカの世論の動向をキ

ヤツチし得るのであります。(その通りと呼ぶ者あり)今日においてカクテ

ル・バー・ティやダンス・バー・ティ、然ら

ずんばゴルフのみに凝つてゐる譲ケ闘

争中のナイロン出現による婦人用の綿靴下の敗退に次ぐ綿製品の第二回目の大受難であります。これによつて致命的打撃を受けるのは、軽羽二重の

最大の生産地である福島県の川俣地方で、川俣では二百二十二工場、織機五千八百三十五台が全部運転休止となり、従事員二千六百名、家族一万五千名の生計が絶たれると訴えております。こ

れに次ぐ石川、福井両県の生産地も同様であり、又岡崎外相の郷里神奈川県

でも、加工業者の下請の手巻き水洗の内職に從事している戦争未亡人數万名

が路頭に迷わねばならないとのことであります。養蚕農家四百万もこの衝撃により深刻な動搖を起しております。

農林大臣は、農民の受けける被害状況を調べた上に、万一に備えて応急対策を樹立する必要があります。漁民は、水素爆弾の実験による死の灰をかぶせられ死のベットに横たわり、生糸に次ぐ輸出の花形であった「まぐろ」の輸出

は止まり、また農民は綿織物の輸出禁

止により養蚕の生産が不可能となれば、戦争中と同様に再び桑葉を捨てなければならぬ。かかる状況の下に、外交上の失敗により対米感情が深刻に悪化しないと誰が保証し得るでしょうか。この問題は一シルクの問題で、我々がその内容の是非を論議することは差し控えるべきであります。

米国としては人道上の見地から、可燃性の着物を身につけた子供に火がついたときに、火だるまによる災害から救

おうとしての立法でありましまり。併し日本国民にとっては、これは農民、中小企業の織物業者、貿易商等には、

法で、我々がその内容の是非を論議することは差し控えるべきであります。

のアクセサリーの一種として、これを引つかかるということであります。戰争中のナイロン出現による婦人用の綿靴下の敗退に次ぐ綿製品の第二回目の大受難であります。これによつて致命的打撃を受けるのは、軽羽二重の

最大の生産地である福島県の川俣地方で、川俣では二百二十二工場、織機五千八百三十五台が全部運転休止となり、従事員二千六百名、家族一万五千名の生計が絶たれると訴えております。こ

れに次ぐ石川、福井両県の生産地も同様であり、又岡崎外相の郷里神奈川県

でも、加工業者の下請の手巻き水洗の内職に從事している戦争未亡人數万名

が路頭に迷わねばならないとのことであります。養蚕農家四百万もこの衝撃

により深刻な動搖を起しております。

農林大臣は、農民の受けける被害状況を調べた上に、万一に備えて応急対策を樹立する必要があります。漁民は、水素爆弾の実験による死の灰をかぶせられ死のベットに横たわり、生糸に次

ぐ輸出の花形であった「まぐろ」の輸出

は止まり、また農民は綿織物の輸出禁

止により養蚕の生産が不可能となれば、戦争中と同様に再び桑葉を捨てなければならぬ。かかる状況の下に、外交上の失敗により対米感情が深刻に悪化しないと誰が保証し得るでしょうか。この問題は一シルクの問題で、我々がその内容の是非を論議することは差し控えるべきであります。

米国としては人道上の見地から、可燃性の着物を身につけた子供に火がついたときに、火だるまによる災害から救

おうとしての立法でありましまり。併し日本国民にとっては、これは農民、中小企業の織物業者、貿易商等には、

法で、我々がその内容の是非を論議することは差し控えるべきであります。

のアクセサリーの一種として、これを引つかかるということであります。戰争中のナイロン出現による婦人用の綿靴下の敗退に次ぐ綿製品の第二回目の大受難であります。これによつて致命的打撃を受けるのは、軽羽二重の

最大の生産地である福島県の川俣地方で、川俣では二百二十二工場、織機五千八百三十五台が全部運転休止となり、従事員二千六百名、家族一万五千名の生計が絶たれると訴えております。こ

れに次ぐ石川、福井両県の生産地も同様であり、又岡崎外相の郷里神奈川県

でも、加工業者の下請の手巻き水洗の内職に從事している戦争未亡人數万名

が路頭に迷わねばならないとのことであります。養蚕農家四百万もこの衝撃

により深刻な動搖を起しております。

農林大臣は、農民の受けける被害状況を調べた上に、万一に備えて応急対策を樹立する必要があります。漁民は、水素爆弾の実験による死の灰をかぶせられ死のベットに横たわり、生糸に次

ぐ輸出の花形であった「まぐろ」の輸出

は止まり、また農民は綿織物の輸出禁

止により養蚕の生産が不可能となれば、戦争中と同様に再び桑葉を捨てなければならぬ。かかる状況の下に、外交上の失敗により対米感情が深刻に悪化しないと誰が保証し得るでしょうか。この問題は一シルクの問題で、我々がその内容の是非を論議することは差し控えるべきであります。

米国としては人道上の見地から、可燃性の着物を身につけた子供に火がついたときに、火だるまによる災害から救

おうとしての立法でありましまり。併し日本国民にとっては、これは農民、中小企業の織物業者、貿易商等には、

法で、我々がその内容の是非を論議することは差し控えるべきであります。

のアクセサリーの一種として、これを引つかかるということであります。戰争中のナイロン出現による婦人用の綿靴下の敗退に次ぐ綿製品の第二回目の大受難であります。これによつて致命的打撃を受けるのは、軽羽二重の

最大の生産地である福島県の川俣地方で、川俣では二百二十二工場、織機五千八百三十五台が全部運転休止となり、従事員二千六百名、家族一万五千名の生計が絶たれると訴えております。こ

れに次ぐ石川、福井両県の生産地も同様であり、又岡崎外相の郷里神奈川県

でも、加工業者の下請の手巻き水洗の内職に從事している戦争未亡人數万名

が路頭に迷わねばならないとのことであります。養蚕農家四百万もこの衝撃

により深刻な動搖を起しております。

農林大臣は、農民の受けける被害状況を調べた上に、万一に備えて応急対策を樹立する必要があります。漁民は、水素爆弾の実験による死の灰をかぶせられ死のベットに横たわり、生糸に次

ぐ輸出の花形であった「まぐろ」の輸出

は止まり、また農民は綿織物の輸出禁

止により養蚕の生産が不可能となれば、戦争中と同様に再び桑葉を捨てなければならぬ。かかる状況の下に、外交上の失敗により対米感情が深刻に悪化しないと誰が保証し得るでしょうか。この問題は一シルクの問題で、我々がその内容の是非を論議することは差し控えるべきであります。

米国としては人道上の見地から、可燃性の着物を身につけた子供に火がついたときに、火だるまによる災害から救

おうとしての立法でありましまり。併し日本国民にとっては、これは農民、中小企業の織物業者、貿易商等には、

法で、我々がその内容の是非を論議することは差し控えるべきであります。

のアクセサリーの一種として、これを引つかかるということであります。戰争中のナイロン出現による婦人用の綿靴下の敗退に次ぐ綿製品の第二回目の大受難であります。これによつて致命的打撃を受けるのは、軽羽二重の

最大の生産地である福島県の川俣地方で、川俣では二百二十二工場、織機五千八百三十五台が全部運転休止となり、従事員二千六百名、家族一万五千名の生計が絶たれると訴えております。こ

れに次ぐ石川、福井両県の生産地も同様であり、又岡崎外相の郷里神奈川県

でも、加工業者の下請の手巻き水洗の内職に從事している戦争未亡人數万名

が路頭に迷わねばならないとのことであります。養蚕農家四百万もこの衝撃

により深刻な動搖を起しております。

農林大臣は、農民の受けける被害状況を調べた上に、万一に備えて応急対策を樹立する必要があります。漁民は、水素爆弾の実験による死の灰をかぶせられ死のベットに横たわり、生糸に次

ぐ輸出の花形であった「まぐろ」の輸出

は止まり、また農民は綿織物の輸出禁

止により養蚕の生産が不可能となれば、戦争中と同様に再び桑葉を捨てなければならぬ。かかる状況の下に、外交上の失敗により対米感情が深刻に悪化しないと誰が保証し得るでしょうか。この問題は一シルクの問題で、我々がその内容の是非を論議することは差し控えるべきであります。

米国としては人道上の見地から、可燃性の着物を身につけた子供に火がついたときに、火だるまによる災害から救

おうとしての立法でありましまり。併し日本国民にとっては、これは農民、中小企業の織物業者、貿易商等には、

法で、我々がその内容の是非を論議することは差し控えるべきであります。

のアクセサリーの一種として、これを引つかかるということであります。戰争中のナイロン出現による婦人用の綿靴下の敗退に次ぐ綿製品の第二回目の大受難であります。これによつて致命的打撃を受けるのは、軽羽二重の

最大の生産地である福島県の川俣地方で、川俣では二百二十二工場、織機五千八百三十五台が全部運転休止となり、従事員二千六百名、家族一万五千名の生計が絶たれると訴えております。こ

れに次ぐ石川、福井両県の生産地も同様であり、又岡崎外相の郷里神奈川県

でも、加工業者の下請の手巻き水洗の内職に從事している戦争未亡人數万名

が路頭に迷わねばならないとのことであります。養蚕農家四百万もこの衝撃

により深刻な動搖を起しております。

農林大臣は、農民の受けける被害状況を調べた上に、万一に備えて応急対策を樹立する必要があります。漁民は、水素爆弾の実験による死の灰をかぶせられ死のベットに横たわり、生糸に次

ぐ輸出の花形であった「まぐろ」の輸出

は止まり、また農民は綿織物の輸出禁

止により養蚕の生産が不可能となれば、戦争中と同様に再び桑葉を捨てなければならぬ。かかる状況の下に、外交上の失敗により対米感情が深刻に悪化しないと誰が保証し得るでしょうか。この問題は一シルクの問題で、我々がその内容の是非を論議することは差し控えるべきであります。

米国としては人道上の見地から、可燃性の着物を身につけた子供に火がついたときに、火だるまによる災害から救

おうとしての立法でありましまり。併し日本国民にとっては、これは農民、中小企業の織物業者、貿易商等には、

法で、我々がその内容の是非を論議することは差し控えるべきであります。

のアクセサリーの一種として、これを引つかかるということであります。戰争中のナイロン出現による婦人用の綿靴下の敗退に次ぐ綿製品の第二回目の大受難であります。これによつて致命的打撃を受けるのは、軽羽二重の

最大の生産地である福島県の川俣地方で、川俣では二百二十二工場、織機五千八百三十五台が全部運転休止となり、従事員二千六百名、家族一万五千名の生計が絶たれると訴えております。こ

れに次ぐ石川、福井両県の生産地も同様であり、又岡崎外相の郷里神奈川県

でも、加工業者の下請の手巻き水洗の内職に從事している戦争未亡人數万名

が路頭に迷わねばならないとのことであります。養蚕農家四百万もこの衝撃

により深刻な動搖を起しております。

農林大臣は、農民の受けける被害状況を調べた上に、万一に備えて応急対策を樹立する必要があります。漁民は、水素爆弾の実験による死の灰をかぶせられ死のベットに横たわり、生糸に次

ぐ輸出の花形であった「まぐろ」の輸出

は止まり、また農民は綿織物の輸出禁

止により養蚕の生産が不可能となれば、戦争中と同様に再び桑葉を捨てなければならぬ。かかる状況の下に、外交上の失敗により対米感情が深刻に悪化しないと誰が保証し得るでしょうか。この問題は一シルクの問題で、我々がその内容の是非を論議することは差し控えるべきであります。

米国としては人道上の見地から、可燃性の着物を身につけた子供に火がついたときに、火だるまによる災害から救

おうとしての立法でありましまり。併し日本国民にとっては、これは農民、中小企業の織物業者、貿易商等には、

法で、我々がその内容の是非を論議することは差し控えるべきであります。

のアクセサリーの一種として、これを引つかかるということであります。戰争中のナイロン出現による婦人用の綿靴下の敗退に次ぐ綿製品の第二回目の大受難であります。これによつて致命的打撃を受けるのは、軽羽二重の

最大の生産地である福島県の川俣地方で、川俣では二百二十二工場、織機五千八百三十五台が全部運転休止となり、従事員二千六百名、家族一万五千名の生計が絶たれると訴えております。こ

れに次ぐ石川、福井両県の生産地も同様であり、又岡崎外相の郷里神奈川県

でも、加工業者の下請の手巻き水洗の内職に從事している戦争未亡人數万名

が路頭に迷わねばならないとのことであります。養蚕農家四百万もこの衝撃

により深刻な動搖を起しております。

農林大臣は、農民の受けける被害状況を調べた上に、万一に備えて応急対策を樹立する必要があります。漁民は、水素爆弾の実験による死の灰をかぶせられ死のベットに横たわり、生糸に次ぐ輸出の花形であった「まぐろ」の輸出

は止まり、また農民は綿織物の輸出禁

止により養蚕の生産が不可能となれば、戦争中と同様に再び桑葉を捨てなければならぬ。かかる状況の下に、外交上の失敗により対米感情が深刻に悪化しないと誰が保証し得るでしょうか。この問題は一シルクの問題で、我々がその内容の是非を論議することは差し控えるべきであります。

米国としては人道上の見地から、可燃性の着物を身につけた子供に火がついたときに、火だるまによる災害から救

おうとしての立法でありましまり。併し日本国民にとっては、これは農民、中小企業の織物業者、貿易商等には、

法で、我々がその内容の是非を論議することは差し控えるべきであります。

のアクセサリーの一種として、これを引つかかるということであります。戰争中のナイロン出現による婦人用の綿靴下の敗退に次ぐ綿製品の第二回目の大受難であります。これによつて致命的打撃を受けるのは、軽羽二重の

最大の生産地である福島県の川俣地方で、川俣では二百二十二工場、織機五千八百三十五台が全部運転休止となり、従事員二千六百名、家族一万五千名の生計が絶たれると訴えております。こ

れに次ぐ石川、福井両県の生産地も同様であり、又岡崎外相の郷里神奈川県

でも、加工業者の下請の手巻き水洗の内職に從事している戦争未亡人數万名

が路頭に迷わねばならないとのことであります。養蚕農家四百万もこの衝撃

により深刻な動搖を起しております。

農林大臣は、農民の受けける被害状況を調べた上に、万一に備えて応急対策を樹立する必要があります。漁民は、水素爆弾の実験による死の灰をかぶせられ死のベットに横たわり、生糸に次

ぐ輸出の花形であった「まぐろ」の輸出

は止まり、また農民は綿織物の輸出禁

止により養蚕の生産が不可能となれば、戦争中と同様に再び桑葉を捨てなければならぬ。かかる状況の下に、外交上の失敗により対米感情が深刻に悪化しないと誰が保証し得るでしょうか。この問題は一シルクの問題で、我々がその内容の是非を論議することは差し控えるべきであります。

米国としては人道上の見地から、可燃性の着物を身につけた子供に火がついたときに、火だるまによる災害から救

おうとしての立法でありましまり。併し日本国民にとっては、これは農民、中小企業の織物業者、貿易商等には、

法で、我々がその内容の是非を論議することは差し控えるべきであります。

のアクセサリーの一種として、これを引つかかるということであります。戰争中のナイロン出現による婦人用の綿靴下の敗退に次ぐ綿製品の第二回目の大受難であります。これによつて致命的打撃を受けるのは、軽羽二重の

最大の生産地である福島県の川俣地方で、川俣では二百二十二工場、織機五千八百三十五台が全部運転休止となり、従事員二千六百名、家族一万五千名の生計が絶たれると訴えております。こ

れに次ぐ石川、福井両県の生産地も同様であり、又岡崎外相の郷里神奈川県

でも、加工業者の下請の手巻き水洗の内職に從事している戦争未亡人數万名

が路頭に迷わねばならないとのことであります。養蚕農家四百万もこの衝撃

により深刻な動搖を起しております。

農林大臣は、農民の受けける被害状況を調べた上に、万一に備えて応急対策を樹立する必要があります。漁民は、水素爆弾の実験による死の灰をかぶせられ死のベットに横たわり、生糸に次

ぐ輸出の花形であった「まぐろ」の輸出

は止まり、また農民は綿織物の輸出禁

止により養蚕の生産が不可能となれば、戦争中と同様に再び桑葉を捨てなければならぬ。かかる状況の

官報(号外)

5

身体障害者福祉法の一部を改正する法律案
身体障害者福祉法の一部を改正する法律案
身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)の一部を次のようにより改正する。

目次中「第四章 費用(第三十五条第三十七条の二)」を「第四章 費用(第三十五条第一項)」に、
「第五章 雜則(第三十八条第一项)」を「第五章 雜則(第三十九条第一項)」に改める。
第五条第一項中「失明者更生施設」の下に「ろう者更生施設」を加える。

第六条中第七項を第八項とし、第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、第四項の次に次の二項を加える。

5 中央身体障害者福祉審議会は、身体障害者の福祉を図るために、芸能、出版物等を推薦し、又はそれらを製作し、興行し、若しくは販売する者等に対し、必要な勧告をすることができる。

第九条第一項中「社会福祉事業法(昭和二十六年法律第四十五号)」の規定により設置する事務所(以下「福祉事務所」という。)を「その設置する福祉事務所」に改め、同条を第九条の二とし、同条の前に次の二項を加える。

(援助の実施機関)

第九条 この法律に定める身体障害者に対する援助は、居住地を有する身体障害者については、その居住地を管轄する福祉事務所(社会福祉事業法(昭和二十六年法律第

四十五号)に定める福祉に関する事務所をいう。以下同じ。)を管理する都道府県知事又は市町村長が、居住地を有しないか、又は明らかでない身体障害者については、その現在地の都道府県知事が、その現在地の都道府県知事が行うものとする。

2 前項の規定にかかるわざ、生活保護法(昭和二十五年法律第二百四十四号)第三十条第一項但書の規定により収容されている身体障害者については、その者が収容前に居住地を有した者は、その者を管轄する都道府県知事又は市町村長が、その者が収容前に居住地を有しないか、又は明らかでなかつた者であるときは、収容前ににおけるその者の所在地の都道府県知事が、この法律に定める援助を行ふものとする。

3 市町村長は、この法律の規定によりその権限に属する事務の全部又は一部をその管理に属する行政庁に委託することができる。

第十一条第二項中「行うところとする。」を「行うとともに、必要に応じ、補装具の処方及び適合判定を行うところとする。」に改める。

4 更生医療の給付は、厚生大臣が次条の規定により指定する医療機関(以下「指定医療機関」という。)に委託して行うものとする。

第十九条の次に次の二項を加える。(医療機関の指定)

第十九条の二 厚生大臣は、その開設者の同意を得て、前条の規定による更生医療を担当させる病院又は診療所を指定する。

2 指定医療機関は、前条の規定による更生医療の外、児童福祉法第

3 指定医療機関は、三十日以上の予告期間を設けて、その指定を辞退することができる。

4 指定医療機関が次条の規定に違反したとき、担当医師に変更があつたとき、その他指定医療機関に更生医療を担当させるについて著しく不適当であると認められる事由があるときは、厚生大臣は、その指定を取り消すことができる。児童福祉法の規定による育成医療又は戦傷病者戦没者遺族等援助法の規定による更生医療を担当させるについて著しく不適当であると認められる事由があるときも、同様に取り消すことができる。

2 前項の規定による費用の支給は、更生医療の給付が困難であると認められる場合に限り、行うことができる。

3 更生医療の給付は、左のとおりとする。

一 診察

二 薬剤又は治療材料の支給

三 医学的処置、手術及びその他

四 病院又は診療所への収容

五 看護

六 移送

3 指定医療機関は、三十日以上の予告期間を設けて、その指定を辞退することができる。

4 指定医療機関が次条の規定に違反したとき、担当医師に変更があつたとき、その他指定医療機関に更生医療を担当させるについて著しく不適当であると認められる事由があるときは、厚生大臣は、その指定を取り消すことができる。児童福祉法の規定による育成医療又は戦傷病者戦没者遺族等援助法の規定による更生医療を担当させるについて著しく不適当であると認められる事由があるときも、同様に取り消すことができる。

2 指定医療機関は、都道府県知事が行う前項の決定に従わなければならぬ。

3 指定医療機関は、三十日以上の予告期間を設けて、その指定を辞退することができる。

4 指定医療機関が次条の規定に違反したとき、担当医師に変更があつたとき、その他指定医療機関に更生医療を担当させるについて著しく不適当であると認められる事由があるときは、厚生大臣は、その指定を取り消すことができる。児童福祉法の規定による育成医療又は戦傷病者戦没者遺族等援助法の規定による更生医療を担当させるについて著しく不適当であると認められる事由があるときも、同様に取り消すことができる。

3 指定医療機関は、三十日以上の予告期間を設けて、その指定を辞退することができる。

4 指定医療機関が次条の規定に違反したとき、担当医師に変更があつたとき、その他指定医療機関に更生医療を担当させるについて著しく不適当であると認められる事由があるときは、厚生大臣は、その指定を取り消すことができる。児童福祉法の規定による育成医療又は戦傷病者戦没者遺族等援助法の規定による更生医療を担当させるについて著しく不適当であると認められる事由があるときも、同様に取り消すことができる。

2 前項に規定する診療方針及び診療報酬によることができないときは、及びこれによることを適当としないときの診療方針及び診療報酬は、厚生大臣が定めるところによるとする。

3 指定医療機関は、三十日以上の予告期間を設けて、その指定を辞退することができる。

4 指定医療機関が次条の規定に違反したとき、担当医師に変更があつたとき、その他指定医療機関に更生医療を担当させるについて著しく不適当であると認められる事由があるときは、厚生大臣は、その指定を取り消すことができる。児童福祉法の規定による育成医療又は戦傷病者戦没者遺族等援助法の規定による更生医療を担当させるについて著しく不適当であると認められる事由があるときも、同様に取り消すことができる。

2 前項に規定する診療方針及び診療報酬によることができないときは、及びこれによることを適当としないときの診療方針及び診療報酬は、厚生大臣が定めるところによるとする。

3 指定医療機関は、三十日以上の予告期間を設けて、その指定を辞退することができる。

4 指定医療機関が次条の規定に違反したとき、担当医師に変更があつたとき、その他指定医療機関に更生医療を担当させるについて著しく不適当であると認められる事由があるときは、厚生大臣は、その指定を取り消すことができる。児童福祉法の規定による育成医療又は戦傷病者戦没者遺族等援助法の規定による更生医療を担当させるについて著しく不適当であると認められる事由があるときも、同様に取り消すことができる。

3 指定医療機関は、三十日以上の予告期間を設けて、その指定を辞退することができる。

4 指定医療機関が次条の規定に違反したとき、担当医師に変更があつたとき、その他指定医療機関に更生医療を担当させるについて著しく不適当であると認められる事由があるときは、厚生大臣は、その指定を取り消すことができる。児童福祉法の規定による育成医療又は戦傷病者戦没者遺族等援助法の規定による更生医療を担当させるについて著しく不適当であると認められる事由があるときも、同様に取り消すことができる。

2 指定医療機関の管理者が、正当な理由がなく、前項の報告の求めに応ぜず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の同意を拒んだときは、厚生大臣又は都道府県知事は、当該指定医療機関に対する都道府県又は市町村の診療報酬の支払を一時差し止めさせ、又は差し止めることができる。

修理を業とする者（以下「業者」といふ。）に委託して行い、又は援護の実施機関が自ら行うものとす
る。

但し、その施設の収容能力その他の理由によりやむを得ないとときは、この限りでない。

第三十三条の次に次の二条を加え
る。
(ふうあ者更生施設)

第三十五条第三号を「第三十五条第四号」に改める。
第三十七条の二第一号を削り、
第二号中「第三十五条第三号」を「第三十五条第四号」とする。同号を改める。

を命ぜられた額の全部又は一部を
指定医療機関又は業者に支払つた
ときは、当該指定医療機関又は業
者の都道府県又は市町村に対する
当該費用に係る請求権は、その限
度において消滅するものとする。
第一項に規定する行政措置が行
われた場合において、身体障害者

**第十九条の七 第十九条第一項の
規定によつて支給する費用の額**

第二十一条の次に次の二条を加え
る。

(支給費用の類)

規定により支給する費用の額は、前
条の規定により業者が請求する二

とができる報酬の例により算定し
て貰う事とする。且つ、当該社員が

た額とする。但し、当該身体障害者又はその扶養義務者に費用の負

担能力があるときは、その負担能
力に応じ、これを減額することが

第二十五条第一項中「盲人その他
できる。

の身体障害者で政令で定めるもの」を「身体障害者」に改める。

第二十八条の次に次の一条を加え

(收容等)

第二十八条の二 国又は第二十七条
第二項若しくは第三項の規定によ

り身体障害者更生援護施設を設置した都道府県若しくは市町村は、

身体障害者の申請があつたとき、
又は第十八条第一項第三号の規定

ノリ第十八条第一項第三号の規定に基いて援護の実施機関からの紹介するものに付する。

介があつたときは、それそれ、そ
の設置する当該施設に収容し、又は

それを利用させなければならぬ。

但し、その施設の収容能力その他
の理由によりやむを得ないとさ
は、この限りでない。
第三十条の次に次の二条を加え
る。
(「らう、あ者更生施設)
第三十一条の二「らう、あ者更生施設
は、らう、あ者を収容し、その更生
に必要な治療及び訓練を与える施
設とする。
第三十二条条中「補装具製作施設
は、」の下に「無料又は低額な料金
で、」を加え、「補聴器、義肢、車輪
子等身体障害者に必要な」を削る。
第三十三条条中「点字図書館は、」の
下に「無料又は低額な料金で、」を加
える。
第三十四条条中「点字出版施設は、」
の下に「無料又は低額な料金で、」を
加える。
第三十五条条第一号中「第九条」を
「第九条の二」に、同条第二号中「第
二十条及び第二十一条第一項」を「第
十九条及び第二十条」に改め、同条
中第三号を第四号とし、第二号の次
に次の二号を加える。
三 第十九条の五第四項の規定に
より市町村が行う指定医療機関
に対する診療報酬の支払に関する
事務の委託に要する費用
二十三条及び第二十一条第一項」を「第
十九条、第十九条の五、第十九条の
六及び第二十条」に改め、同条中第
五号を第六号とし、第四号の次に次
の二号を加える。
五 第十九条の五第四項の規定に
より都道府県が行う指定医療機

國に対する診療報酬の支払に關する事務の委託に要する費用、第三十七条中「第三十五条第三号」を「第三十五条第四号」に改める。
第二号中「第三十五条第三号」を「第三十五条第四号」に改め、同号を第三十五条第四号に改め、同号の次に次の一号を加える。
二 第三十六条第三号の費用のうち、その運営に要する費用については、その十分の一八
第三十七条の二第三号中「第三十六条第三号及び第五号」を「第三十六条第六号」に改め、同条第四号を次のように改める。
四 第三十五条第二号及び第三号並びに第三十六条第四号及び第五号の費用のうち、第十九条及び第二十条の行政措置に要する費用についてはその十分の八、その他の費用についてはその十分の五
五 第三十八条を削り、第三十七条の二の次に次の一条を加える。
(費用の負担命令及び徵収)
六 第三十八条更生医療の給付が行われる場合においては、當該行政措置に要する費用を支弁すべき都道府県又は市町村の長は、當該身体障害者又はその扶養義務者に対し、その負担能力に応じ、その費用の全部又は一部を指定医療機関又は業者に支払うべき旨を命ずることができる。
七 身体障害者又はその扶養義務者が前項の規定により支払るべき旨

3 おもに命ぜられた額の全部又は一部を
指定医療機関又は業者に支払つた
ときは、当該指定医療機関又は業
者の都道府県又は市町村に対する
当該費用に係る請求権は、その限
度において消滅するものとする。

4 第一項に規定する行政措置が行
われた場合において、身体障害者
又はその扶養義務者が、同項の規
定により支払うべき旨を命ぜられ
た額の全部又は一部を支払わなか
つたため、都道府県又は市町村に
おいてその費用を支弁したとき
は、当該都道府県又は市町村の長
は、当該身体障害者又はその扶養
義務者から、その支払わなかつた
額を徴収することができる。

5 捕装具の交付又は修理が行われ
た場合（業者に委託して行われた
場合を除く。）においては、当該行政
措置に要する費用を支弁した都道
府県又は市町村の長は、当該身体
障害者又はその扶養義務者から、
その負担能力に応じてその費用の
全部又は一部を徴収することがで
きる。

別表を次のように改める。

別表（身体障害の範囲）

1 左に掲げる視覚障害で、永続
するもの

2 一眼の視力が〇・〇・一以
下のもの

- 下、他眼の視力が〇・六以下
のもの
- 3 両眼の視野がそれぞれ一
度以内のもの
- 4 両眼による視野の二分の一
以上が欠けているもの
- 1 左に掲げる聴覚又は平衡機能
の障害で、永続するもの
- 2 両耳の聴力損失がそれぞれ
六〇デシベル以上のもの
- 3 一耳の聴力損失が八〇デシ
ベル以上、他耳の聴力損失が
四〇デシベル以上のもの
- 4 両耳による普通話声の最良
の語音明瞭度が五〇ペーセン
ト以下のもの
- 1 音声機能又は言語機能の著
しい障害で、永続するもの
そ、失
- 2 音声機能又は言語機能の著
しい障害で、永続するもの
上に掲げる肢体不自由
- 3 一上肢、一下肢又は体幹の
機能の著しい障害で、永続す
るもの
- 4 平衡機能の著しい障害
- 5 両耳に掲げる音声機能又は言語
機能の障害

- 1 (施行期日)
(指定医療機関に関する経過規定)
この法律は、昭和二十九年四月
一日から施行する。
- 2 この法律の施行の際現に戦傷病
者戦没者遺族等援護法第十七条第
三項の規定による厚生大臣の指定
を受けていた医療機関は、第十九
条の二第一項の規定による厚生大
臣の指定を受けたものとみなす。
- 3 前項の医療機関は、この法律の
施行の日から起算して三十日以内
は、第十九条の二第三項の規定に
かかるわざ、いつでも、その指定
を辞退することができる。
- (社会福祉事業法の一部改正)
社会福祉事業法の一部を次のよ
うに改正する。
- 第二条第二項第三号中「失明者
更生施設」の下に、「ろう者更生
施設」を加え、同条第三項第三号
中「無料又は低額な料金で」を削
る。
- (ろ、あ者更生施設に関する経過
規定)
- 5 この法律の施行の際現に、あ
る者は社会福祉法人は、この法律の
施行の日から起算して三箇月以内
に、社会福祉事業法第五十七条第
一項第一号から第四号まで、第六
号及び第七号に掲げる事項を当該

- 施設の所在地の都道府県知事に届
け出なければならない。
- 6 前各号に掲げるものの外、
その程度が前各号に掲げる障
害の程度以上であると認めら
れる障害
- 7 この法律の施行の際現に、あ
る者は更生施設を經營している者で、
國、都道府県、市町村及び社会福
祉法人以外のものについては、こ
の法律の施行の日から起算して三
箇月間は、社会福祉事業法第五十
七条第二項の規定を適用しない。
- 8 前項に規定する者が同項の期間
内に第五項に規定する事項及び社
会福祉事業法第五十七条第三項各
号に掲げる事項を当該施設の所在
地の都道府県知事に届け出たとき
は、同条第二項の規定による許可
があつたものとみなす。
- (戦傷病者戦没者遺族等援護法の
一部改正)
- 9 戰傷病者戦没者遺族等援護法の
一部を次のように改正する。
(支給費用の額)
- 第五条第三号中「補装具等」を
「補装具」に改める。
- 第二十条の二 第十七条第一項の規
定によつて支給する費用の額は、
第十八条の規定により指定医療機
関が請求することができる診療報
酬の例により算定した額とする。
- 第二十二条の見出し中「補装具
等」を「補装具」に改め、同条第一
項中「盲人安全つま若しくは」を削
り、同条第二項中「盲人安全つま
若しくは」を削る。

- 10 (社会保険診療報酬支払基金法
の一部改正)
社会保険診療報酬支払基金法の
一部を次のようにより改正する。
第十三条第二項中「生活保護法
(昭和二十五年法律第百四十四号)
第五十三条第三項の下に「身体
障害者福祉法(昭和二十四年法律
第二百八十三号)第十九条の五第
三項を、「生活保護法第五十三条
第四項」の下に「身体障害者福
祉法第十九条の五第四項、戦傷病者
戦没者遺族等援護法第十九条第四
項を、同条第三項中「保険者」の
下に「国」を加える。
- 11 第五十四条第一項中「都道府県
知事」を「厚生大臣又は都道府県知
事」に、「診療内容及び診療報酬を
審査するため」を「診療内容及び診
療報酬請求の適否を調査するた
めに、「当該官吏」と「当該官吏若
しくは当該官吏」に改める。
- 12 第八十六条第一項中「当該官吏」
を「当該官吏若しくは当該官吏」に
改める。
- (厚生省設置法の一部改正)
- 13 厚生省設置法(昭和二十四年法
律第百五十一号)の一部を次のよ
うに改正する。
第五条第五十二号の四中「身体
障害者更生施設等の設備」の
上に「身体障害者福祉法(昭和二十
年)第十九条の二第一項の規定に

支払べき旨を命じなければならぬ。本人又はその扶養義務者が前項の規定により支払べき旨を命ぜられた額の全部又は一部を指定医療機関又は業者に支払つたときは、当該指定医療機関又は業者は、当該指定医療機関又は業者の都道府県に対する当該費用に係る請求権は、その限度において消滅するものとする。

第三項に規定する措置が行われた場合において、本人又はその扶養義務者が、同項の規定により支払すべき旨を命ぜられた額の全部又は一部を支払わなかつたため、都道府県においてその費用を支弁したときは、都道府県知事は、本人又はその扶養義務者からその支払わなかつた額を徴収しなければならない。

第五十七条の次に次の二条を加える。

第五十七条の二 稟税その他の公課金品を標準として、これを課することができる。

この法律による支給金品は、既に支給を受けたものであるとないとかかわらず、これを差し押えることができない。

附 制

(施行期日)

- この法律は、昭和二十九年四月一日から施行する。
(社会保険診療報酬支払基金法の一部改正)
- 社会保険診療報酬支払基金法の一部を次のように改正する。
第十三条第一項中「生活保護法」

支払べき旨を命じなければならない。

本人又はその扶養義務者が前項

の規定により支払べき旨を命ぜられた額の全部又は一部を指定医療機関又は業者に支払つたとき

は、当該指定医療機関又は業者の都道府県に対する当該費用に係る請求権は、その限度において消滅するものとする。

(昭和二十五年法律第二百四十四号)
第五十三条第三項の下に「児童福祉法(昭和二十一年法律第二百六十四号)第二十一条の五第三項」を、「生活保護法第五十三条第四項」の下に「児童福祉法第二十一條の五第四項」を加える。

3 厚生省設置法(昭和二十四年法律第二百五十一号)の一部を次のよう改める。

第五条第五十六号を次のように改める。

第五十六条 児童福祉法(昭和二十二年法律第二百六十四号)の定めるところにより、育成医療に関する必要な診療方針及び診療報酬を定め、並びに児童福祉施設の設備及び運営、里親の行う養育並びに保護受託者の行う保護につき、最低基準を定めること。

(地方税法の一部を改正)

4 地方税法(昭和二十四年法律第二百二十六号)の一部を次のように改める。

第九十条第一項中「若しくは戦傷病者戦没者遺族等援護法(昭和二十七年法律第二百二十七号)」を

「戦傷病者戦没者遺族等援護法(昭和二十七年法律第二百二十七号)」を

若しくは児童福祉法(昭和二十二年法律第二百六十四号)」に、「若しくは更生医療の給付」を、「更生医療の給付」に改める。

この法律は、公布の日から施行する。

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 診療所における同一患者の収容時間の制限に関する医療法の特例に関する法律(昭和二十六年法律第二百五十九号)は、廃止する。

(施行期日)

1 この法律は、昭和二十九年四月一日から施行する。

(社会保険診療報酬支払基金法の一部改正)

2 社会保険診療報酬支払基金法の一部を次のように改正する。

「戦傷病者戦没者遺族等援護法」を

「戦傷病者戦没者遺族等援護法」

若しくは児童福祉法(昭和二十二年法律第二百六十四号)」に、「若しくは更生医療の給付」を、「更生医療の給付」に改める。

この法律は、昭和二十九年四月一日から施行する。

(社会保険診療報酬支払基金法の一部改正)

は更生医療の給付」を、「更生医療の給付若しくは育成医療の給付」に改める。

「審査報告書は都合により附録に掲載」

医療法の一部を改正する法律案右

昭和二十九年三月八日

内閣総理大臣 吉田 茂

国会に提出する。

は更生医療の給付」を、「更生医療の給付若しくは育成医療の給付」に改めたところにおいて要望され、長年関係者の間において要望されていましたところであります。これ等の必要が生じたため、この法律案の提出を見た次第であります。

改正の第一点は、身体障害者更生施設のうちに、ろうあ者更生施設を加えることといたしております。これは現行法において欠けております職覚障害者に対する専門の施設を設置せんとするものであります。第二点は、身体障害者に対して、その障害を軽減又は除去し、以てその更生に資するため更生医療の給付を行なう旨を規定いたしました後、慎重審議を重ねたのであります。社会福祉事業法、社会保険診療報酬支払基金法等の一部を改正せんとしたのであります。

以上が、本案の提案理由並びに改正の骨子であります。厚生委員会におきましては、政府当局より法案の内容について詳細なる説明を聴取いたしました後、慎重審議を重ねたのであります。

改正の第二点は、厚生大臣の指定した医療機関に委託して行うこととし、医療機関の指定等につきましては、おおむね他の立法例によつておるのであります。なお更生医療の対象者は、全国で約五万を数え、昭和二十九年度には、国庫負担額(八割負担)約二千万円を計上いたしております。第三点は、本法の対象となる身体障害の範囲を規定している別表につきましては、現在本法の対象とされていない障害のうち、その程度より見て、これに加えることが必要であると認められる若干の障害を加え、併せてその表現について修正を行い、より正確を期せんとするものであります。

以上三点がこの法律案の主要な点であります。この他に中央身体障害者

は、一推進又は勧告の権限を有する等の点について改正し、又これらの改正に伴つて字句等について所要の訂正を加え

ることといたしてあります。なお附則において改正する。社会保険診療報酬支払基金法等の一部を改正し、又、本法との規定の調整を図るために、戦傷病者戦没者遺族等援護法、生活保護法等の一部を改正せんとしたのであります。

改正の第三点は、厚生大臣の指定した医療法の一部を改正する法律案

医療法(昭和二十四年法律第二百五十一号)の一部を次のよう改める。

第五十三条第一項中「若しくは

第十三条 診療所の管理者は、診療

上やむを得ない事情がある場合を除いては、同一の患者を四十人時間をこえて収容しないようにならなければならぬ。

第七十四条第一項中「第十三条」を「第十二条」に改める。

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 診療所における同一患者の収容時間の制限に関する医療法の特例に関する法律(昭和二十六年法律第二百五十九号)は、廃止する。

○上條愛一君登場、拍手

○上條愛一君登場、拍手

身体障害者福祉法の一部を改正する法律案ほか二法案につきまして、厚生委員会における審議の経過及び結果を御報告申上げます。

先ず、身体障害者福祉法の一部を改

正する法律案につきまして申上げまつて申上げます。身体障害者の障害を軽減又は除去するための更生医療の給付につきましては、長年関係者の間において要望されていましたところであります。これ等の必要が生じたため、この法律案の提出を見た次第であります。

改正の第一点は、厚生大臣の指定した医療機関に委託して行うこととし、医療機関の指定等につきましては、おおむね他の立法例によつておるのであります。なお更生医療の対象者は、全国で約五万を数え、昭和二十九年度には、国庫負担額(八割負担)約二千万円を計上いたしております。第三点は、本法の対象となる身体障害の範囲を規定している別表につきましては、現在本法の対象とされていない障害のうち、その程度より見て、これに加えることが必要であると認められる若干の障害を加え、併せてその表現について修正を行い、より正確を期せんとするものであります。

以上三点がこの法律案の主要な点であります。この他に中央身体障害者

は、一推進又は勧告の権限を有する等の点について改正し、又これらの改正に伴つて字句等について所要の訂正を加え

ることといたしてあります。なお附則

において改正する。社会保険診療報酬支払基金法等の一部を改正し、又、本法との規定の調整を図るために、戦傷病者戦没者遺族等援護法、生活保護法等の一部を改正せんとしたのであります。

改正の第二点は、厚生大臣の指定した医療法の一部を改正する法律案

について改正し、又これらの改正に伴つて字句等について所要の訂正を加え

ることといたしてあります。なお附則

において改正する。社会保険診療報酬支払基金法等の一部を改正し、又、本法との規定の調整を図るために、戦傷病者戦没者遺族等援護法、生活保護法等の一部を改正せんとしたのであります。

改正の第三点は、厚生大臣の指定した医療法の一部を改正する法律案

医療法(昭和二十四年法律第二百五十一号)の一部を次のよう改める。

第五十三条第一項中「若しくは

第十三条 診療所の管理者は、診療

上やむを得ない事情がある場合を除いては、同一の患者を四十人時間をこえて収容しないようにならなければならぬ。

第七十四条第一項中「第十三条」を「第十二条」に改める。

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 診療所における同一患者の収容時間の制限に関する医療法の特例に関する法律(昭和二十六年法律第二百五十九号)は、廃止する。

○上條愛一君登場、拍手

○上條愛一君登場、拍手

身体障害者福祉法の一部を改正する法律案ほか二法案につきまして、厚生委員会における審議の経過及び結果を御報告申上げます。

先ず、身体障害者福祉法の一部を改

を以て原案通り可決すべきものと決定いたしました次第であります。

次に児童福祉法の一部を改正する法律案につきまして申上げます。

今回改正しようとする第一点は、身体に障害のある児童に対し生活の能力を与えるために必要な医療、即ち育成

医療の給付を行うことによるものであります。肢体不自由、聴力障害、視力障害又は言語機能障害のある児童に対しましては、従来、児童福祉

法の規定に基きまして、保健所において定期的に療育相談を実施し、身体障害者手帳の交付を受けた児童に対して、盲人安全杖、補装具の交付を行なつておりますが、特に必要なある

児童は、肢体不自由児施設等の児童福祉施設に入所の措置がとられておる

のでありますするが、身体に障害のある児童は、これを早期に発見して、早期に適正な治療の措置を講すれば、比較的短期間に且つ低廉な費用で治療する

可能性が多いにもかかわらず、従来このための予算が計上されることがなかつたのでありますが、このたび昭和二十九年度予算案に約三千万円計上す

ると共に、児童福祉法に必要な規定を設け、身体障害児対策に一貫性を持たせることにいたしてあります。

改正の第二点は、身体障害者手帳の交付を受けた児童に対して交付することになつておりまする補装具の名称を整理し、補装具の交付又は修理を行う

機関を明記したことによりまして、これは從来からありました規定を身体障害者福祉法の規定に合せたものであります。

以上が、この法律案の提案理由並びに改正の要點でありまするが、厚生委員会におきましては、上記のとおり申上げます。

委員会におきましては、先づ政府当局から提案理由及び法案の内容につきまして詳細な説明を聽取いたしました後、慎重審議をいたし、種々熱心な質疑が行われたのでありまするが、その詳細は速記録によりて御了承願うことにいたします。

かくて討論省略の上、採決いたしました結果、全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定いたした次第であります。

次に医療法の一部を改正する法律案について申上げます。

医療法においては、病院は傷病者の収容加療を主たる目的とする医療機関としての性格を明示し、その有すべき

○議長(河井彌八君) 日程第四、関税法案

日程第五、外国為替銀行法案

日程第六、株式会社以外の法人の再評価積立金の資本組入に関する法律案

同終了後直ちに医療法第十三条を適用いたしますことは、国民医療上却つていために對する罰則を削除することにいたしました。

（いずれも内閣提出）

（御異議なし）

〔御異議なし〕と呼ぶ者あり

第七章 取容及び留置(第七十九条—第八十一条)

第八章 異議の申立、審査の請求及び訴願(第八十九条—第九十五条)

第九章 雜則(第九十六条—第一百八十二条)

第十章 罰則(第一百九条—第一百八十六条)

第十一章 犯則事件の調査(第一百九十七条—第一百三十六条)

第十二章 犯則事件の処分(第一百三十七条—第一百四十七条)

第十三章 分

第十四章 罰則事件の調査(第一百九十七条—第一百三十六条)

第十五章 犯則事件の処分(第一百三十七条—第一百四十七条)

第十六章 罰則事件の調査(第一百九十七条—第一百三十六条)

第十七章 犯則事件の処分(第一百三十七条—第一百四十七条)

第十八章 罰則事件の調査(第一百九十七条—第一百三十六条)

第十九章 犯則事件の処分(第一百三十七条—第一百四十七条)

第二十章 罰則事件の調査(第一百九十七条—第一百三十六条)

第二十一章 犯則事件の処分(第一百三十七条—第一百四十七条)

第二十二章 犯則事件の調査(第一百九十七条—第一百三十六条)

第二十三章 犯則事件の処分(第一百三十七条—第一百四十七条)

第二十四章 犯則事件の調査(第一百九十七条—第一百三十六条)

第二十五章 犯則事件の処分(第一百三十七条—第一百四十七条)

第二十六章 犯則事件の調査(第一百九十七条—第一百三十六条)

第二十七章 犯則事件の処分(第一百三十七条—第一百四十七条)

第二十八章 犯則事件の調査(第一百九十七条—第一百三十六条)

第二十九章 犯則事件の処分(第一百三十七条—第一百四十七条)

第三十章 犯則事件の調査(第一百九十七条—第一百三十六条)

第三十一章 犯則事件の処分(第一百三十七条—第一百四十七条)

第三十二章 犯則事件の調査(第一百九十七条—第一百三十六条)

第三十三章 犯則事件の処分(第一百三十七条—第一百四十七条)

第三十四章 犯則事件の調査(第一百九十七条—第一百三十六条)

第三十五章 犯則事件の処分(第一百三十七条—第一百四十七条)

第三十六章 犯則事件の調査(第一百九十七条—第一百三十六条)

第三十七章 犯則事件の処分(第一百三十七条—第一百四十七条)

第三十八章 犯則事件の調査(第一百九十七条—第一百三十六条)

第三十九章 犯則事件の処分(第一百三十七条—第一百四十七条)

第四十章 犯則事件の調査(第一百九十七条—第一百三十六条)

第四十一章 犯則事件の処分(第一百三十七条—第一百四十七条)

第四十二章 犯則事件の調査(第一百九十七条—第一百三十六条)

第四十三章 犯則事件の処分(第一百三十七条—第一百四十七条)

第四十四章 犯則事件の調査(第一百九十七条—第一百三十六条)

第四十五章 犯則事件の処分(第一百三十七条—第一百四十七条)

第四十六章 犯則事件の調査(第一百九十七条—第一百三十六条)

第四十七章 犯則事件の処分(第一百三十七条—第一百四十七条)

第四十八章 犯則事件の調査(第一百九十七条—第一百三十六条)

第四十九章 犯則事件の処分(第一百三十七条—第一百四十七条)

第五十章 犯則事件の調査(第一百九十七条—第一百三十六条)

種類は、左に掲げるものとする。

一 金銭

二 国債及び地方債

三 税関長が確實と認める社債
(結別の法律により設立された
法人が発行する債券を含む。)

四 税関長が確實と認める保証人
の保証

2 前項の担保の提供について必要
な事項は、政令で定める。

(担保を提供した場合の充当又は
徴収)

第十一条 国税の担保として金銭を提
供した納稅義務者は、政令で定め
ることにより、担保として提供
した金銭をもつて國税の納付に充
てることができる。

2 國税の担保が提供された場合に
おいて、第八条第二項(納稅の告
知)の規定により指定された納期
日までに國税が完納されないと
は、政令で定めるところにより、担
保として提供された金銭をもつて
直ちに國税に充て、若しくは金銭
以外の担保物を公売してその代金
をもつて公売に要した費用及び國
稅に充て、又は保証人にその旨を
通知して國税を納付させる。

3 前項の規定により、担保として
提供された金銭をもつて國稅に充
て、又は公売の代金をもつて公売
に要した費用及び國稅に充ててな
る不足額があるときは、納稅義務
者から、國稅徴収の例により、そ
の不足額を徴収する。

4 第二項に規定する保証人が國稅
を完納しないときは、納稅義務者
から、國稅徴収の例により徴収
し、その徴収した金額をもつて國
稅を受けた貨物についての國稅の
徴収、第十七条第三項(再輸出免
税)、第十八条第三項(船舶の建
造又は修繕用貨物についての國稅
の徴収)若しくは第十九条第四項
(輸出貨物の製造用原綿品につい
ての國稅の徴収)の規定による國
稅の徴収について担保の提供がな
かつた場合も、また同様とする。

取すべき國稅及び滞納処分費に充
ててなお不足額があるときは、保
証人から、國稅徴収の例により、
その不足額を徴収する。

5 前項の保証人は、國稅徴収法第
三十二条(財産をかくす等の罪)の
規定の適用については、納稅者と
みなす。

(担保を提供しない場合の徴収)

第十一條 第四十五条第一項(保稅
上屋の許可を受けた者の國稅の納
付義務)第二十六条(許可を受け
て保稅地域外に置く外國貨物、
第五十五条保稅倉庫)及び第六十
二条(保稅工場)において準用する
場合を含む)、第四十七条第三項
(保稅上屋の許可が消滅した場合
の取扱)第五十五条及び第六十二
条において準用する場合を含む)、
若しくは第一百八十三条第三項(犯
罪)の規定による國稅の徴収)若し
くは國稅定率法第九条第二項(不
當廉賣者等からの國稅の徴収)、
第十五条第二項(特定用途免稅を
受けた貨物についての國稅の徴
収)若しくは第十六条第二項(外交
官用貨物等についての國稅の徴
収)の規定による國稅の徴収又は
國稅の徴収に不足額があつた場合
におけるその不足額の徴収につ
ては、國稅徴収の例による。第六
十一条第五項(保稅工場外におけ
る保稅作業の場合の國稅の徴収)
若しくは第六十五条第一項(運送
の期間の経過に因る國稅の徴収)
又は國稅定率法第十三条第六項
(製造用原料品についての國稅の
徴収)、第十七条第三項(再輸出免
税)を受けた貨物についての國稅の
徴収)の規定により利子税額を
あわせて徴収すべき場合におい

徴収)、第十八条第三項(船舶の建
造又は修繕用貨物についての國稅
の徴収)若しくは第十九条第四項
(輸出貨物の製造用原綿品につい
ての國稅の徴収)の規定による國
稅の徴収について担保の提供がな
かつた場合も、また同様とする。

6 前項の保証人は、國稅徴収法第
三十二条(財産をかくす等の罪)の
規定の適用については、納稅者と
みなす。

(利子税額)

第十二条 國稅を徴収する場合にお
いて、納稅義務者が第八条第二項
(納稅の告知)の規定により指定され
た納期日又は國稅徴収の例により
徴収する場合において指定された
納期日までに國稅を完納しないと
きは、その未納に係る國稅額に対
し、当該納期日の翌日から当該國
稅額を納付する日までの日数に応
じ、百円につき一日四銭の割合を
乗じて計算した金額に相当する利
子税額をあわせて徴収する。

2 前項の場合において、納稅義務
者がその未納に係る國稅額の一部
を納付したときは、その納付の日
の翌日以後の期間に係る利子税額
の計算の基礎となる國稅額は、同項
の未納に係る國稅額からその一部
納付に係る國稅額を控除した額に
よる。

3 利子税額計算の基礎となる國稅
額が千円未満である場合において
は、第一項の規定を適用せず、當
該國稅額に千円未満の端数がある
場合には、これを切り捨てる。

4 前項の規定により利子税額を
計算する。

5 第一項の規定により利子税額を
計算する。

7 その納稅義務者が納付した稅額
が同項の未納に係る國稅額に達
するまでは、その納付した稅額
は、当該國稅額に充てられたもの
とする。但し、國稅徴収の例によ
り徴収する場合における國稅徴収
の適用については、過誤納額に相
当する國稅又は滞納処分費は、最
後の納付の日に納付があつたもの
とし、当該過誤納額がその日の納
付額をこえる場合においては、過
誤納額に達するまで順次にさかの
ぼつてそれぞれの納付の日にその
納付があつたものとする。

8 二回以上に分けて納付した國稅
又は滞納処分費について過誤納
生じた場合における第一項の規定
の適用については、過誤納額に相
当する國稅又は滞納処分費について
は、その納付の日から二年を経
過したときは、時効に因り消滅す
る。但し、詐偽その他不正の行
為により國稅を免かれ、又は國
稅を納付すべき貨物について國稅
を納付しないで輸入した場合の國
稅の過誤納は、この限りでない。

9 二回以上に分けて納付した場合
における過誤納額が千円未満
である場合においては、適用せ
ず、当該過誤納額が千円未満の端
数がある場合においては、その端
数を切り捨てる。

10 第十五条 外國貿易船が開港に入港
したときは、船長は、入港の時か
ら二十四時間(その時間が日曜日
又は政令で定める休日(以下「休
日」という。)に含まれる場合にお
いては、これらの日に含まれる時
間を除いて計算する。以下第十八

4 二回以上に分けて納付した國稅
又は滞納処分費について過誤納
生じた場合における第一項の規定
の適用については、過誤納額に相
当する國稅又は滞納処分費を

11 二回以上に分けて納付した國稅
又は滞納処分費について過誤納
生じた場合における第一項の規定
の適用については、過誤納額に相
当する國稅又は滞納処分費を

12 二回以上に分けて納付した國稅
又は滞納処分費について過誤納
生じた場合における第一項の規定
の適用については、過誤納額に相
当する國稅又は滞納処分費を

13 二回以上に分けて納付した國稅
又は滞納処分費について過誤納
生じた場合における第一項の規定
の適用については、過誤納額に相
当する國稅又は滞納処分費を

14 二回以上に分けて納付した國稅
又は滞納処分費について過誤納
生じた場合における第一項の規定
の適用については、過誤納額に相
当する國稅又は滞納処分費を

15 二回以上に分けて納付した國稅
又は滞納処分費について過誤納
生じた場合における第一項の規定
の適用については、過誤納額に相
当する國稅又は滞納処分費を

16 二回以上に分けて納付した國稅
又は滞納処分費について過誤納
生じた場合における第一項の規定
の適用については、過誤納額に相
当する國稅又は滞納処分費を

17 二回以上に分けて納付した國稅
又は滞納処分費について過誤納
生じた場合における第一項の規定
の適用については、過誤納額に相
当する國稅又は滞納処分費を

18 二回以上に分けて納付した國稅
又は滞納処分費について過誤納
生じた場合における第一項の規定
の適用については、過誤納額に相
当する國稅又は滞納処分費を

19 二回以上に分けて納付した國稅
又は滞納処分費について過誤納
生じた場合における第一項の規定
の適用については、過誤納額に相
当する國稅又は滞納処分費を

20 二回以上に分けて納付した國稅
又は滞納処分費について過誤納
生じた場合における第一項の規定
の適用については、過誤納額に相
当する國稅又は滞納処分費を

21 二回以上に分けて納付した國稅
又は滞納処分費について過誤納
生じた場合における第一項の規定
の適用については、過誤納額に相
当する國稅又は滞納処分費を

22 二回以上に分けて納付した國稅
又は滞納処分費について過誤納
生じた場合における第一項の規定
の適用については、過誤納額に相
当する國稅又は滞納処分費を

23 二回以上に分けて納付した國稅
又は滞納処分費について過誤納
生じた場合における第一項の規定
の適用については、過誤納額に相
当する國稅又は滞納処分費を

24 二回以上に分けて納付した國稅
又は滞納処分費について過誤納
生じた場合における第一項の規定
の適用については、過誤納額に相
当する國稅又は滞納処分費を

25 二回以上に分けて納付した國稅
又は滞納処分費について過誤納
生じた場合における第一項の規定
の適用については、過誤納額に相
当する國稅又は滞納処分費を

26 二回以上に分けて納付した國稅
又は滞納処分費について過誤納
生じた場合における第一項の規定
の適用については、過誤納額に相
当する國稅又は滞納処分費を

27 二回以上に分けて納付した國稅
又は滞納処分費について過誤納
生じた場合における第一項の規定
の適用については、過誤納額に相
当する國稅又は滞納処分費を

28 二回以上に分けて納付した國稅
又は滞納処分費について過誤納
生じた場合における第一項の規定
の適用については、過誤納額に相
当する國稅又は滞納処分費を

29 二回以上に分けて納付した國稅
又は滞納処分費について過誤納
生じた場合における第一項の規定
の適用については、過誤納額に相
当する國稅又は滞納処分費を

30 二回以上に分けて納付した國稅
又は滞納処分費について過誤納
生じた場合における第一項の規定
の適用については、過誤納額に相
当する國稅又は滞納処分費を

31 二回以上に分けて納付した國稅
又は滞納処分費について過誤納
生じた場合における第一項の規定
の適用については、過誤納額に相
当する國稅又は滞納処分費を

32 二回以上に分けて納付した國稅
又は滞納処分費について過誤納
生じた場合における第一項の規定
の適用については、過誤納額に相
当する國稅又は滞納処分費を

33 二回以上に分けて納付した國稅
又は滞納処分費について過誤納
生じた場合における第一項の規定
の適用については、過誤納額に相
当する國稅又は滞納処分費を

34 二回以上に分けて納付した國稅
又は滞納処分費について過誤納
生じた場合における第一項の規定
の適用については、過誤納額に相
当する國稅又は滞納処分費を

2 条第一項(入出港の簡易手続)において同じ。)以内に入港届、積荷目録、船用品目録、旅客氏名表及び乗組員氏名表を税関に提出するとともに、船舶国籍証書及び最近の仕出港の出港許可書又はこれらに代る書類を税関職員に呈示しなければならない。

2 外国貿易機が税關空港に入港したときは、機長は、直ちに積荷目録、旅客氏名表、乗組員氏名表その他の政令で定める事項を総括した入港届を税關に提出するとともに、最近の出港地の出港許可書又はこれに代る書類を税関職員に呈示しなければならない。

(貨物の積卸)

第十六条 外国貿易船又は外国貿易機(以下「外国貿易船等」という。)に対する貨物の積卸は、あらかじめ税關長の承認を受けた場合を除く外、積荷目録の提出前にしてはならない。但し、旅客及び乗組員の携帯品、郵便物並びに船用品及び機用品については、この限りでない。

2 船舶又は航空機に外国貨物の積卸をしようとする者は、政令で定めるところにより、積卸についての書類を税關職員に呈示しなければならない。外国貿易船等に内国貨物の積卸をしようとする者も、また同様とする。

(出港手続)

（入出港の簡易手続）

第十八条 外国貿易船が開港に入港した場合において、その船用品以

2. 外国貿易船等が前項但書の事故に因り不開港に入港したときは、船長又は機長は、直ちにその事由を附してその旨を税關職員に（税關職員がないときは、警察官に）

を附してその旨を税關職員に（税
關職員がいないときは警察官に）
届け出なければならない。

但し、遭難その他の手をも得ない事
故に因り不開港に入港し、その船
用品又は機用品を積み込むことに
ついて緊急な必要がある場合にお
いて、税関職員がいないときは、
警察官にあらかじめその旨を届け
出なければならない。

出なければならない。

出入り、第二十一条(外貨物の取扱)、第二十三条第一項(船用品又は機用品の積込)又は前条の規定により船長又は機長がなすべき行為は、これらの条に規定する船舶又は航空機の所有者若しくは管理者又はこれらの者の代理人も行うことができる。

(船長又は機長の職務代行者)

第二十七条 この章の規定で船長又は機長に適用されるものは、船長

又は機長がその職務を行うことができない場合においては、船長又は機長に代つてその職務を行う者に適用する。

說園藝員·書·一四二(三)

(税関職員に対する便宜供与)
第二十八条 税関職員が職務を執行

支那の船と飛行機

む場合においては、船長又は機長は、税関職員に対し職務の執行に

必要な場所の提供その他の便宜を

与えなければならない。

第一節 應則

(保税地域の種類)

第二十九條 保稅場地之指定保稅

地域、保税上屋、保税倉庫及び保税工場の四種とする。

外國貨物を置く場所の別類

第三十条 外國貨物は、保稅地域以

外の場所に置くことができない。

外の場所に置くことができない。
但し、左の各号に掲げるものにつ

いっては、この限りでない。

一 難破貨物

二 伊稚媛

は著しく不適当であると認め税
関長が期間及び場所を指定して

許可した貨物

三四一

卷之三

三 郵便物、刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）の規定により押収された物件その他政令で定める貨物

（貨物の出し入れ）

第三十一条 外國貨物、輸入の許可を受けた貨物又は輸出しようとする貨物を保稅地域に入れ、又は保稅地域から出そうとする者は、あらかじめ税関に届け出なければならぬ。

2 前項に規定する貨物を保稅地域に入れ、又は保稅地域から出そうとするときは、税關職員の立会を受けなければならない。但し、税關長がその必要がないと認めた場合は、この限りでない。（見本の一時持出）

第三十二条 保稅地域にある外國貨物を見本として一時持ち出そうとする者は、税關長の許可を受けなければならない。

第三十三条 日曜日、休日又はこれらの日以外の日の税關の執務時間において、外國貨物、輸入の許可を受けた貨物又は輸出しようとする貨物を保稅地域に入れ、若しくは保稅地域から出しえば保稅地城においてこれらの貨物の取扱をしようとするときは、税關長の許可を受けなければならない。但し、旅客及び乗組員の携帶品、郵便物並びに船用品及び機用品については、この限りでない。（外國貨物の廃棄）

第三十四条 保稅地域にある外國貨物を廃棄しようとする者は、あらかじめ税關長に協議し

かじめその旨を税關に届け出なければならぬ。但し、第四十五条第一項但書（保稅上屋の許可を受けた者の關稅の納付義務の免除）（第

三十六条（許可を受けて保稅地域外に置く外國貨物）、第五十五条（保稅倉庫）及び第六十二条（保稅工場）において適用する場合を含む。）の規定により減却について承認を受けた場合は、この限りでない。

（税關職員の派出）

第三十五条 税關長は、保稅地域に税關職員を派出して、税關の事務の一部を処理させることができ

（保稅地域についての規定の準用）

第三十六条 第三十一条第二項（税關職員の立会）、第三十二条から執務時間外の貨物の出し入れ又は取扱（外國貨物の廃棄）、第四十条（指定保稅地域における貨物の取扱）（第一項第三号及び第四号を除く。）及び第四十五条（保稅上屋の許可を受けた者の關稅の納付義務）の規定は、第三十条第二号（許可を受けて保稅地域外に置く外國貨物）の規定により税關長が許可した貨物について準用する。

この場合において、第三十一条第二項若しくは第三十二条から第三（指定保稅地域の処分等）大蔵大臣は、指定保稅地域の指定又は指定の取消をしたときは、直ちにその旨を公告しなければならない。

第三十七条 指定保稅地域とは、日本国有鐵道、國、地方公共團体又は日本國有鐵道が所有し、又は管理する土地又は建設物その他の施設で、開港又は税關空港における税關手続の簡易、且つ、迅速な処理を図るために建設物の積卸若しくは運搬をし、又はこれを一時置くことができる場所として大蔵大臣が指定したものをいう。

第二節 指定保稅地域（指定保稅地域の指定又は取消）

第三十七条 指定保稅地域とは、日本國有鐵道の工事又は建設物その他の施設の処分又はその用途の変更

一 当該土地又は建設物その他の施設の処分又はその用途の変更

二 当該土地の工事又は当該土地内における建設物その他の施設の新築

なければならぬ。但し、所有者又は管理者が、國、地方公共團体及び日本國有鐵道以外の者である場合においては、税關長の承認を受ければならない。

第四十条 指定保稅地域においては、外國貨物、輸入の許可を受けた貨物又は輸出しようとする貨物については、その積卸若しくは運搬をし、又はこれを置くことの

ために、左の各号に掲げる行為で税關長の許可を受けたものに限り行うことができる。

（貨物の取扱）

第四十一条 指定保稅地域においては、外國貨物、輸入の許可を受けた貨物又は輸出しようとする貨物については、その積卸若しくは運搬をし、又はこれを置くことのため、左の各号に掲げる行為で税關長の許可を受けたものに限り行うことができる。

（税關長が指定したもの）

第四十二条 保稅上屋とは、外國貨物の積卸若しくは運搬をし、又はこれを置くことを指むことができない。

（入れることができる貨物）

第四十二条 保稅上屋とは、外國貨物の積卸若しくは運搬をし、又はこれを置くことを指むことができない。

（税關長が指定する期同）

第四十二条 保稅上屋の許可が取消の際、当該指定保稅地域に外國貨物があるときは、当該貨物について、税關長が指定する期同、その指定が取り消された場所を指定保稅地域とみなす。

（第三節 保稅上屋）

第四十二条 保稅上屋の許可が取り消された場合において、その

地又は建設物その他の施設の所有者又は管理者は、正当な事由がなければ、外國貨物又は輸出しようとする貨物の積卸若しくは運搬をし、又はこれを置くことを指むことができない。

（保稅上屋の許可）

第四十二条 保稅上屋とは、外國貨物の積卸若しくは運搬をし、又はこれを置くことを指むことができない。

（税關長が許可したもの）

第四十二条 保稅上屋の許可が取り消された場合において、その

地又は建設物その他の施設の所有者又は管理者は、正当な事由がなければ、外國貨物又は輸出しようとする貨物の積卸若しくは運搬をし、又はこれを置くことを指むことができない。

（第三十九条 税關長は、指定保稅地城の目的達成するため必要があ

る）

第三十八条 指定保稅地域の指定又は指定の取消をしたときは、直ちにその旨を公告しなければならない。

（第四十一条中「指定保稅地域」とあるのは、「第三十条第二号の規定により税關長が指定した場所」と読み替えるものとする。）

官報(号外)

16

可の要件・貨物の収容能力の増減等・許可を受けた者の関税の納付義務・休業又は廃業の届出・許可の消滅・許可の取消)の規定は、保稅倉庫について準用する。

(保稅工場の許可)

第五節 保稅工場

第五十六条 保稅工場とは、外国貨物についての加工若しくはこれを原料とする製造(混合を含む)又は外國貨物に係る改装、仕分その他の手入を保稅作業」という。をする

第五十七条 保稅工場に保稅作業のため外國貨物を置くことができる期間は、当該保稅工場に入れることが承認された日から一年とする。

2 稅關長は、特別の事由があると認めるときは、申請により、前項の期間を延長することができる。但し、通じて三年をこえることができない。

(保稅作業の届出)

第五十八条 保稅工場において保稅作業をしようとする者は、その開始及び終了の際、その旨を税關に届け出なければならない。但し、第四条第二号(原料課稅)の規定により承認を受けた場合における保稅作業の開始については、この限りでない。

(内國貨物の使用等)
第五十九条 保稅工場における保稅作業(改装、仕分その他の手入を除く)に外國貨物と内國貨物とを用いたときは、これによつてで作られた製品は、外國から本邦に到着した外國貨物とみなす。

2 政令で定めるところにより、税關長の承認を受けて、外國貨物と内國貨物とを混じて使用したときは、前項の規定にかかわらず、これによつてできた製品のうち当該外國から本邦に到着した外國貨物とみなす。

(加算税額)
第六十条 第四条第二号(原料課稅)の規定により承認を受けた外國貨物で、その承認の日の翌日から百日を経過した日以後輸入されるものにつては、その関税を徴収する。

2 第十二条第三項及び第四項(利子税額についての端数の切捨)の規定は、前項の加算税額について準用する。

(保稅外における保稅作業)

第六十一条 稅關長は、加工貿易の振興に資し、且つ、この法律の実施を確保する上に支障がないと認めるとときは、政令で定めるところにより、期問及び場所を指定して、保稅工場にある外國貨物について保稅作業をするため、これを

保稅工場以外の場所に出すことを許可することができる。

2 稅關長は、前項の許可をする場合において、必要があると認めるときは、その許可に係る外國貨物の関税額に相当する担保を提供させることができる。

3 第一項の規定により許可を受けた場合において保稅工場から出さうとする外國貨物が第四条第二号(原料課稅)に規定する承認に係る貨物以外のものである場合においては、これを出す際に、税關の検査を受けなければならぬ。

4 第一項の許可を受けて同項の規定により指定された場所に出されている外國貨物は、同項の規定により指定された期間が満了するまでは、その出された保稅工場にあるものとみなす。

5 第一項の規定により指定された期間が経過した場合において、その指定された場所に同項の規定により許可を受けた外國貨物又はその製品があるときは、当該貨物が税關官署及び第三十条第二号(許可を受けて保稅地域外に置く外國貨物)の規定により税關長が指定した場所相互間に限り、外國貨物のまま運送することができる。この場合においては、その運送をしてしまうとする者は、税關に申告し、貨物の検査を経て、その承認を受けなければならない。

(保稅運送)
第六十三条 外國貨物(郵便物及び政令で定めるその他の貨物を除く。以下この章において同じ。)は、開港、税關空港、保税地域、倉庫」とあるのは「保税工場」と読み替えるものとする。

第五章 運送

1 第一項の規定により確認を受けた運送は、前条第一項前段の規定にかかわらず、そのある場所から開港、税關空港、保税地域又は税關官署に外國貨物のまま運送することができる。この場合においては、その運送をしようとすると者は、税關(税關が設置されていない場所においては税關職員)の承認を受けなければならぬ。但し、税關が設置されない場合においては緊急な必要がある場合において、税關職員がいないときは、警察官にあらかじめその旨を届け出なければならない。

2 稅關長は、前項の場合においては、税關に相当する担保を提供させることができる。

3 第一項の運送に際しては、政令で定めるところにより、運送目録を税關に呈示し、その確認を受けなければならない。

4 稅關は、第一項の承認をする場合において、相当と認められる運送の期間を指定しなければならない。この場合において、その指定

一項(保稅倉庫に外國貨物を入れる際の検査)及び第五十四条(保稅倉庫の記帳義務)の規定は、保税工場について準用する。この場合において、第四十八条第一項中「保稅上屋に入ることを停止させ」とあるのは「保税工場に入れ、若しくは保税工場において保稅作業することを停止させ」と、第五十三条第一項中「自家用の保税

税工場について準用する。この場合において、必要があると認めるときは、その承認を受けた運送目録を、直ちに到着地の税關に提出しなければならない。

5 第一項の規定により承認を受けた運送は、前条第一項前段の規定にかかわらず、そのある場所から開港、税關空港、保税地域又は税關官署に外國貨物のまま運送することができる。この場合においては、その運送をしようとすると者は、税關(税關が設置されていない場合においては税關職員)の承認を受けなければならぬ。但し、税關が設置されない場合においては緊急な必要がある場合において、税關職員がいないときは、警察官にあらかじめその旨を届け出なければならない。

(難破貨物等の運送)
第六十四条 左の各号に掲げる外國貨物は、前条第一項前段の規定にかかわらず、そのある場所から開港、税關空港、保税地域又は税關官署に外國貨物のまま運送することができる。この場合においては、その運送をしようとすると者は、税關(税關が設置されていない場合においては税關職員)の承認を受けなければならぬ。但し、税關が設置されない場合においては緊急な必要がある場合において、税關職員がいないときは、警察官にあらかじめその旨を届け出なければならない。

1 難破貨物

2 運航の自由を失つた船舶又は航空機に積まれていた貨物

3 前条第四項の規定は、前項の承認について準用する。

4 仮に陸揚された貨物

5 第一項の承認を受け、又は同項の届出をした外國貨物が運送先に到着したときは、その承認を受け又被出しをした者は、当該承認又は届出を託す書類を、直ちに到

一項(保稅倉庫に外國貨物を入れる際の検査)及び第五十四条(保稅倉庫の記帳義務)の規定は、保税工場について準用する。この場合において、必要があると認めるときは、その承認を受けた運送は、前条第一項前段の規定にかかわらず、そのある場所から開港、税關空港、保税地域又は税關官署に外國貨物のまま運送することができる。この場合においては、その運送をしようとすると者は、税關(税關が設置されていない場合においては税關職員)の承認を受けなければならぬ。但し、税關が設置されない場合においては緊急な必要がある場合において、税關職員がいないときは、警察官にあらかじめその旨を届け出なければならない。

2 稅關長は、前項の場合においては、税關に相当する担保を提供させることができる。

3 第一項の運送に際しては、政令で定めるところにより、運送目録を税關に呈示し、その確認を受けなければならない。

4 稅關は、第一項の承認をする場合において、相当と認められる運送の期間を指定しなければならない。この場合において、その指定

後災害その他やむを得ない事由生じたため必要があると認めるときは、税關は、その指定した期間を延長することができる。

5 第一項の規定により承認を受けた外國貨物が運送先に到着したときは、その承認を受けた運送目録を、直ちに到着地の税關に提出しなければならない。

着地の税関に提出しなければならない。
 (運送の期間の経過に因る税の徴収)
第六十五条 第六十三条第一項(保稅運送) 又は前条第一項の規定により運送の承認を受けて運送された外國貨物がその指定された運送の期間内に運送先に到着しないときは、運送の承認を受けた者から、直ちにその税を徴収する。但し、当該貨物が灾害その他やむを得ない事由に因り亡失した場合又はあらかじめ税關長の承認を受けて減却された場合は、この限りでない。

第六十六条 内國貨物を外國貿易船等に積んで本邦内の場所相互間を運送しようとする者は、税關に申告してその承認を受けなければならぬ。
 前項の承認を受けた貨物が運送先に到着したときは、その承認を受けた者は、当該承認を証する書類を、直ちに到着地の税關に提出しなければならない。

(輸出又は輸入の許可)

第六十七条 貨物を輸出し、又は輸入しようとすると者は、政令で定めるところにより、税關に申告し、貨物の検査を経て、その許可を受けなければならない。

(輸出申告又は輸入申告に際しての提出書類)

第六十八条 輸出申告又は輸入申告に際しては、仕入書を税關に提出しなければならない。但し、税關においてこれを提出することができない事由があると認める場合は、この限りでない。
 2. 前項の仕入書により輸入貨物の課税価格を決定することが困難であると認められるとき、又は同項但書に該当するときは、税關は、契約書その他課税価格の決定のため必要な書類で政令で定めるものを作成させることができる。

(貨物の検査場所)
 2. 前項の規定により指定された場所以外の場所で第六十七条(輸出又は輸入の許可)の検査を受けようとする者は、税關長の許可を受けなければならぬ。

前項の承認を受けた外國貨物

は、この法律の適用については、

第四条(課税物件の確定)、第五条(適用法令)、第三十一条(貨物の出し入れ)、第三十三条(執務時間)及び第五十五条(保稅倉庫)に

除外される場合を除く。前条、

第一百五条(税關職員の権限)及び第

百六条(特別の場合における税關長の権限)を除く外、内國貨物とみなす。

(輸入を許可された貨物とみなすもの)

第七十二条 外國貨物で、郵政官署から交付された郵便物(政令で定めるものを除く)、第八十四条第一項から第三項まで(収容貨物の公売又は売却)(第八十八条(留置貨物)及び第一百三十三条第三項(留置物件又は差押物件))において準用する場合を含む)若しくは第百三十三条第二項(留置物件又は差押物件の公売)の規定により公売に付され、若しくは隨意契約によ

を受けている旨を税關に証明しなければならない。

(輸入の許可前における貨物の引取)

第七十三条 外國貨物を輸入申告の後輸入の許可前に引き取ろうとする者は、税關額に相当する担保

を提供して税關長の承認を受けなければならない。

2. 輸入の許可を与えることができない場合(前条の規定による場合を除く)においては、税關長は、

前項の承認をしてはならない。

3. 第一項の承認を受けた外國貨物

は、この法律の適用については、

第四条(課税物件の確定)、第五条(適用法令)、第三十一条(貨物の

出し入れ)、第三十三条(執務時間)

及び第五十五条(保稅倉庫)に

除外される場合を除く。前条、

第一百五条(税關職員の権限)及び第

百六条(特別の場合における税關長の権限)を除く外、内國貨物とみなす。

(輸入を許可された貨物とみなすもの)

第七十四条 外國貨物で、郵政官署から交付された郵便物(政令で定めるものを除く)、第八十四条第一項から第三項まで(収容貨物の公売又は売却)(第八十八条(留置貨物)及び第一百三十三条第三項(留置物件又は差押物件))において準用する場合を含む)若しくは第百三十三条第二項(留置物件又は差押物件の公売)の規定により公売に付され、若しくは隨意契約によ

り売却されて買受人が買い受けた

もの、第一百八十八条第一項(没収)若しくは税關規定奉法第二十二条第二項(輸入禁制品の処分)の規定により没収されたもの、第一百三十四条第三項(領置物件又は差押物件の帰属)の規定により国庫に帰属したもの又は第一百三十八条第一項(通航處分)の規定により納付されたものは、この法律の適用については、輸入を許可された貨物とみなす。

2. 領置物件又は差押物件の

税關職員は、前項但書の規定により検査を受けるべき郵便物を

3. 郵政官署は、第一項但書の規定により検査を受けるべき郵便物を

3 会長及び委員は、学識経験がある者又は関係行政機關の職員のうちから大蔵大臣が任命し、その任期は二年とする。但し、欠員が生じた場合の後任の会長又は補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とす。

4 会長及び委員は、再任することができる。

5 会長は、関税訴訟審査会の会務を総理する。会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

6 会長及び委員は、非常勤とする。

7 会長及び委員は、自己の利害に關係する議事に参与することができない。

8 前各項に規定するものを除く外、関税訴訟審査会の運営について必要な事項は、政令で定める。

第九章 雜則

(開港及び税関空港)

2 開港は、開港となつた年の翌年以後において左の各号の一に該当するに至ったときは、開港でなくなるものとする。この場合においては、大蔵大臣は、直ちにその旨を告示しなければならない。

一 年を通じて當該開港において貨物の輸出（第七十五条（外國貨物の積みもどし）に規定する積みもどしを含む。以下この項第一百一条第一項（手數料の輕減又は免除）及び第二百二条第一項（証明又は計表の交付）において同じ。）及び輸入がなく、かつ、外國貿易船の入港及び出港隻数及び出港隻数の合計数が二

十五隻に達しないことが引き受けられ、
き二年にも及んだときは、
前項各号の期間は、一月一日を起算日として計算する。
開港が第二項の規定により開港され、最近の機会によつて別表第一の整理をするものとする。

(警察官等の通報)

第九十七条 警察官は、第二十条第三項
二項(事故による不開港への入港)、第二十一条(外國貨物の輸送)
(陸揚)、第二十三条第一項但書(船用品又は機用品の積込)又は第六十四条第一項但書(難破貨物等の運送)の規定による届出を受理したときは、直ちにその旨を税關に通報しなければならない。

市町村長が、水難救助法(昭和三十二年法律第九十五号)の規定により返還し、牽引却し、又は引き取らせる場合その他の税關職員以外の公務員、その処分する場合に於ける外國貨物があるときは、あらかじめその旨を税關に通知しなければならない。
(臨時開港)

第九十八条 日曜日、休日又はこれら以外の日の税關の執務時間内において、税關の政令で定める外時の執務を認めようとする者は、税關長の承認を受けなければならない。
(承認又は許可の基準)

第九十九条 第十六条第一項(積荷目録提出前の貨物の積卸)、第五条第一項(内國貨物と内國貨物との混用)、第六十三条第一項(保税運送)、第六十四条第一項(難破貨物等の運送)若しくは第六十六条第一項(内國貨物の運送)の承認又は第十七条(出港手続)第十九条(執

(手数料の軽減又は免除)
第一百一条 税關長は、指定保税地域の利用の増加を図り、又は輸出の振興に資するため特に必要があると認めるときは政令で定めることにより、指定保税地域について第三十三条(執務時間外の貨物の出し入れ又は取扱)の許可を受けた者又は第四十二条第一項(保税上屋)は第五十六条(保税倉庫)若しくは第五十九条(保税工場)の許可を受けた者が前条の規定に付すべき手数料を軽減し、又は免除することができる。
2 税關長は、第四十二条第一項(保税上屋)、第五十条(保税倉庫)又は第五十六条(保税工場)の許可を受けた者が第四十六条(保税上屋)の休業又は第六十一条(保税上屋)の休業又は第六十二条(保税工場)において準用する場合を含む)の規定により業務の休止を届け出たときは、政令で定めるところにより、前条の規定により納付すべき手数料を免除することができる。
(証明又は計表の交付及び統計)
第二百二条 税關は、税關の事務についての証明書類又は左の各号に掲げる事項についての計表の交付を請求する者があるときは、政令で定めるところにより、これを交付しなければならない。
一 輸出され、又は輸入された貨物
二 入港し、又は出港した外国貿易船等
三 前二号に掲げるものを除く
外 外国貿易についての事項で政令で定めるもの。
前項の証明書類又は計表の交付を請求する者は、政令で定めるところにより、証明書類又は計表の枚数を基準として定められる手数料を納付しなければならない。
税關は、第一項各号に掲げる事項についての統計を作成しなければならない。
大蔵大臣は、前項の統計を集計し、政令で定めるところにより、

(買受人の制限)
定期的に公表しなければならない
（百三十三条）關稅の担保物、取容され
れ、留置され、若しくは没収され
た貨物、領置物件又は差押物件で、
税關において公売に付され、
又は隨意契約により売却されるもの
については、税關職員及びその
所有者は、いずれの方法によつて
もこれを買い受けることができな
い。
(武器の携帶及び使用)
第一百四条 稅關職員は、この法律の
規定に基いて貨物の輸出若しくは
輸入についての取締又は犯則事件
についての調査を行うに当り、特
に必要があるときは、当分の間、
小型の武器を携帶することができ
る。
(税關職員の権限)
第一百五条 稅關職員は、この法律
(第十一章 犯則事件の調査及び処
分)を除く。又は關稅定率法の規
定により職務を執行するため必要
があるときは、その必要と認めら
れる範囲において、左の各号に
掲げる行為をすることができる。
一 外國貿易船等、外國貿易船等
以外の船舶若しくは航空機若し
くは車両で外國貨物を積んでい
るもの、これらに積まれてある
貨物、保稅地域にあり、若しくは
保稅地域に出し入れされる貨物
又はこれらの貨物以外の外國貨
物について、所有者、占有者、
管理者、船長、機長、運送人そ
の他の關係者に質問し、若しく
は検査し、又はこれらに代えて

二 関係書類を呈示させ、若しくは提出させること

二 前号に掲げる貨物についての
帳簿書類を検査し、又は当該貨物若しくはそのある場所に封
かんを施すこと

三 第五十三条（保税倉庫に外国
貨物を入れる際の検査）（第六十
二条（保税工場）において準用す
る場合を含む。）、第六十一条第三
項（保税作業のため保税工場
から出す外國貨物の検査）、第
六十三条第一項（保税運送）、第
六十七条（輸出入又は輸入の許可）
（第七十五条（外國貨物の積み込
どし）において準用する場合を
含む。）又は第七十六条第一項但
書（郵便物の検査）に規定する検
査に際し、見本を採取し、又は
提供されること

四 外國貿易船若しくは外國貨
物を積み、若しくは積み込もう
としての外國貿易船等以外の
船舶若しくは航空機に乗り込
み、又は保税地域に出入する車
両の運行を一時停止させること

五 關稅定率法第十三条第一項
(製造用原綿品の減税又は免
税)、第十八条第一項(船舶の建
造又は修繕用貨物の免税)又は
第十九条第一項(輸出貨物の製
造用原料品の減税又は免税)の
規定により關稅の輕減若しくは
免除を受けた貨物、その製品若
しくは製造用機械器具又はこれ
らについての帳簿書類を検査す
ること

六 廉稅定率法第九条第一項(不
當廉稅(廉稅))に規定する不当廉
稅された貨物の輸入又は輸入さ
れた貨物の不当廉稅について、
その輸入者、不当廉稅者その他
の關係者に質問し、又はこれら
の貨物若しくはこれらの貨物に
ついての帳簿書類を検査するこ
と

3 第一百六条 税關長は、この法律の実施を確保するためやむを得ないあらざるときは、左の各号に掲げる行為をすることができる。

一 外国貿易船等若しくは航空機で外国貨物を積んでいるものへの貨物の積卸若しくは保税区域にある船舶の取扱を一時停止させ、又は期間を定して船舶又は航空機の出発を一時延期させ、又は航行を一時停止させること

(税關長の権限の委任)

第二百七条 税關長は、政令で定めるところにより、その権限の一部を区域に於ける税關支署長に委任することができる。

(外国とみなす地域)

第二百八条 この法律の適用についての判断は、政令で定める本邦の地域は、当分の間、外国とみなす。

第十九章 罰則

第一百九条 国税制定法第二十一条第一項(輸入禁制品)に掲げる貨物を輸入した者は、五年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 前項の罪を犯す目的をもつてその予備をした者又は同項の犯罪の实行に着手してこれを遂げない者についても、同項の例による。

第一百十条 左の各号の一が該当する者は、五年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 詐偽その他不正の行為によつて關稅を免かれ、又は關稅の払いもどしを受けた者

二 関税を納付すべき貨物について
詐偽その他不正の行為により
関税を納付しないで輸入した者
前項の罪を犯す目的をもつてそ
の予備をした者は又は同項の犯罪
実行に着手してこれを遂げない者
についても、同項の例による。
前二項の犯罪に係る関税又は關
稅の払いもどしの額（当該犯罪に
係る貨物が國税定率法別表輸入税
率第二百一十一号第二項に掲げる
貴石である場合においては、
貨物について同法第四条（關稅
價格）の規定により計算した価
格とする。以下この項及び第一百
十二条第二項（密輸貨物の運搬等
をする罪において同じ）の十倍
が五十万円にこえる場合において
は、五十万円をこえ、当該關稅又
は關稅の払いもどしの額の十倍に
相当する金額以下とすることがで
きる。

三十万円をこえる場合においては、情状により、前項の罰金は、三十万円をこえ、該関税又は關稅の払いもどしの額の五倍に相当する額以下とすることがであります。

前条第一項の犯罪に係る貨物について情報を知つて運搬等をした者は、二年以下の懲役若しくは二十万円以下の罰金に處し、又はこれを併科する。

第一百十三条 第二十条第一項(不開港出入の許可)の規定に違反した船長又は機長(船長又は機長に代つてその職務を行う者を含む。以下同様。)は、三年以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金に處し、並びに第百十五条规定による等の罪に連坐する。

第一号(入港の簡易手続の規定に違反する罪)において同一の者は、三年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

第一百四十四条 左の各号の一に該当する者は、五万円以下の罰金に處する。

第十五条规定(入港手続)の規定により積荷目録を提出すべき場合において、貨物と符合しない積荷目録を提出した船長又は機長

二 第六十七条(輸出又は輸入の許可)第七十五条(外国貨物の積みを含む。)において準用する場合において、偽つた申告若しくは検査に際し、偽つた証明をし、若しくは偽つた書類を提出した者又は第七十六条第一項但書(郵便物の検査)の検査に際し、偽つた証明をした者

三 第十五条(入港手続)、第十七条(出港手続)、第二十一条第二項(船舶により不開港に入港したときの届出)、第二十二条(外國貨物の積荷の変更)、第二十三条(航空機の資格の変更)の規定に違反した船長又は機長

四 第十六条(貨物の積卸)、第十九

九条（執務時間外の貨物の積卸）、第十一条（船舶又は航空機と陸地との交通等）、十三条（執務時間外の貨物の出し入れ又は取扱）（第三十六条（許可を受けて保稅地域外に置く外國貨物）において準用する場合を含む）、第六十三条第一項、第三項若しくは第五項（保稅運送）、第六十四条第一項（若しくは第三項（難破貨物等の運送）又は第六十六条（内國貨物の運送））の規定に違反した者（第五百五十五条第一項（税關職員の権限）の規定による税關職員の質問に対して答弁せず、若しくは偽りの陳述をし、又はその職務の執行を拒み、妨げ、若しくは忌避した者）。

六 第一百六条（特別の場合における税關長の権限）の規定による税關長の権限の委任（第百七条（税關長の権限の委任））の規定により権限の一部を委任された税關支署長を含む。）の処分の執行を拒み、妨げ、又は忌避した者（第五十五条左の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する）。

一 第十八条（出入港の簡易手続）の規定に違反した船長又は機長（第三十二条（見本の一時持出）（第三十六条（許可を受けて保稅地域内に置く外國貨物）において準用する場合を含む。）若しくは第五十二条第一項（保稅倉庫に外国貨物を入れることの承認）（第六十二条（保稅工場）において準用する場合を含む。）の規定に違反した者又は第六十一条（第一項（保稅工場等における保稅業）の許可を受けないで外國貨物を保稅した者から出した者）。

二 第四十一条第一項（指定保稅地城における貨物の取扱）（第三十三条（許可を受けて保稅地域外に置く外國貨物）第四十九条（保稅上屋）及び第五十五条（保稅倉庫）において準用する場合を含む）。

第二百三十二条 税関職員は、領置又は差押をしたときは、その目録を作り、領置物件又は差押物件の所有者若しくは所持者又はこれらの方に代へべき者の賃本を交付しなければならない。

(領置物件又は差押物件の処置)

第一百三十三条 運搬又は保管に不便な領置物件又は差押物件は、その所有者又は所持者との他税関職員が適当と認める者に、その承諾を得て、保管証を徴して保管されることができる。この場合においては、その保管証について印紙税を納めなくてよい。

税関長は、領置物件又は差押物件が腐敗し、若しくは変質したときは、又は腐敗若しくは変質の虞がある場合には、その保管証について印紙税を

ないときは、その隣人で成年に達した者又はその地の警察官若しくは地方公共団体の職員を立ち会わせなければならない。
3 第百二十三条現行犯事件の臨検、捜索又は差押の規定によりて、急速を要する場合には、前二項の規定によることを要しない。
4 女子の身体について捜索するとときは、成年の女子を立ち合わせなければならない。但し、急速を要する場合は、この限りでない。(警察官等の援助)

の規定により充売された領置物件
又は差押物件の代金を第一項の規定
により返還を受けるべき者に還
付する場合において、これららの物
件について關稅その他の國稅が納
付されていないときは、当該國稅を充
てもつて關稅その他の國稅に充て
る。

(管轄区域外における職務の執行)
第百三十五条 稅關職員は、犯則事
件を調査するため必要があると認
めるときは、その所屬する稅關の
管轄区域外において、その職務を執
行することができる。

(稅關職員以外の公務員の通知)
第百三十六条 稅關職員以外の公務
員は、犯則嫌疑事件を発見し、又
は検査したときは、直ちにこれを

3
るときは、政令で定めるところに
より、公告した後これを公売に付
し、その代金を保管することがで
きる。
第八十四条第三項及び第四項
(収容貨物の随意契約による売却
等)の規定は、前項の公売について、
同様第五項の規定は、領置物件
又は差押物件について準用す
る。
(領置物件又は差押物件の返還等)
第一百三十四条 税關長は、領置物件
又は差押物件について留置の必要
がなくなったときは、その返還を
受け取るべき者にこれを還付しなけ
ればならない。

め、若しくは犯則者が通告書の受領を拒んだ場合、又はその他の理由で通告をすることはできないときも、また前項但書と同様とする。

3 第一項の規定により通告があつたときは、公訴の時効は、中断する。

4 犯則者は、第一項の通告の旨を履行した場合においては、同一事件について公訴を提起されない。
(通告処分の不履行と告発)
第五百三十九条 犯則者が前条第一項の通告を受けた場合において、二十日以内に通告の旨を履行しないときは、税関長は、検察官に告発しなければならない。但し、二十日を過ぎても告発前に履行した場

税闇に通知しなければならない。

(税闇職員の報告又は告発)

第二節 犯則事件の処分

第一百三十七条 税闇職員は、犯則事件の調査を終えたときは、調査の結果を税闇長に報告しなければならない。但し、左の各号の一に該当する場合においては、直ちに検察官に告発しなければならない。

一 犯則嫌疑者の居所が明らかでないとき。

二 犯則嫌疑者が逃走する虞があるとき。

三 をかくし、又はなくしてしまう真があるとき。

1 この法律は、公布の日から起算して三月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。
2 左に掲げる法律は、廃止する。
3 保稅倉庫法（明治三十年法律第十五号）
4 保税工場法（昭和二年法律第四十五号）
この法律の施行前に課した、又は課することができた関税については、なお従前の例による。
5 改正前の関税法（以下「旧法」という。）、旧保税倉庫法又は旧保税工場法の規定によつてした申告、届出、免許、承認、許可、認許、特許、指定その他の手續又は処分は、改正後の関税法（以下「新法」という。）の相当規定によつてした

合は、この限りでない。
(検察官への引越)
二百四十九条 犯則事件は、第二百三十一
七条但書(税關職員の告発)の規定
による税關職員の告発又は第二百三
十八条第一項但書若しくは第二項
(税關長の告発)若しくは前条の規
定による税關長の告発をもつて、
これを論ずる。
前項の告発は、文書をもつて行
い、第二百三十二条(調書の作成)に
規定する調書を添附し、領置物これ
又は差押物があるときは、これ
を領置目録又は差押目録とともに
検察官に引き渡さなければならな

し当該税額を日本に「き」の割合を乗じて計算した金額」とあるのは、輸入の許可の日までの期間に応じ当該関税額に年六分の割合を乗じて計算した金額」とする。

9 8 この法律の施行前に旧法第三十九条第一項(國外貨物の運送)の免許を受けた運送された外國貨物についての新法第六十三条第五項(運送目録の提出)の規定の適用については、同項中「第三項の規定により確認を受けた運送目録」とあるのは「運送日録」とする。

新法第十二条(利子税額)の規定によれば、この法律の施行前に納税の告知がされた關稅については、適用しない。

6
5
相当の手続又は処分とみなす。
旧保税倉庫法第十八条第一項
(保税倉庫の特許)規定によつて
した特許で前項の規定により新法
第五十条(保税倉庫の許可)の規定
によつてした許可とみなされるも
のの期限で、この法律の施行の
際、まだ経過していない期間があ
るもの(新法第五十五条(保税倉
庫)において準用する新法第四十
二条第二項(保税上屋の許可)の期
間)の期間は、同項の規定にか
かわらず、そのまだ経過していない
い期間の末日までとする。

この法律の施行前に保税倉庫に
入れられた外貨貨物を保税倉庫に

昭和二十九年三月二十四日 参議院会議録第二十二号 関税法案外二件

10 新法第十三条(還付加算金)の規定は、この法律の施行前に納付し

が開設又は清算処分費に過額納入
あつた場合については、適用しない。

五条ノ一（犯則嫌疑物件の差出及び引渡）の規定により差し出さ

れ、又に税金減額が製作にて
ては、同法第八十六条ノ二（領置
物件の還付等）並びに第七十八条

第三項及び第四項（犯則嫌疑物件の差出についての報償金）の規定

も、なおその効力を有する。

ノ条第一項(第三者通報)に規定する報告をした者に対する報償金の

第二項の規定は、この法律の施行後においても、なおその効力を有

13 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用につき、二は、

14 お従前の例による。
この法律の施行前にされた旧法

する罪)、第七十五条第一項(關稅を免かれる等の罪)又は第七十六

条第一項（免許を受けないで輸出入する罪）の犯罪に係る貨物は、新規事項として、輸出規制法による規制を受けることとなる。

する罪)、第一百十条第一項(關稅を免かれる等の罪)又は第一百十一条

第一項（詐欺を受けてない一輸出不する罪）の犯罪に係る貨物とみなして、新法第百十二条（密輸貨物

の連携等をする罪) の規定を適用する。

の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う関税法等の臨時

特例に関する法律（昭和二十七年法律第二百二十二号）の一部を次のよ

第一条 中「國稅法(明治三十二年法律第六十一號)」を「國稅法(昭和

二十九年法律第
五条第一項中「關稅法第十

条、第十六条、第十七条及び第十

置に改める。
3 附則第三項を次のように改める。
合衆国軍隊、合衆国軍隊の構成員、車両、これらの方の家族及び契約者等以外の者が、第六条又は前項の規定に基づいて当該自動車の規格登録又は移転登録の申請をするときは、当該自動車について、道路運送車両法(昭和二十六年法律第二百八十五号)又は第十三条の規定に基いて当該自動車の規格登録による輸入の許可を受けた場合において、道路運送車両法(昭和二十六年法律第二百八十五号)又は第十三条の規定により適用することとされる関税法第十六条の規定による輸入の許可を趾する書類を提出しなければならない。
日本とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う国税犯則取締法等の臨時特例に関する法律(昭和二十七年法律第二百十三号)の一部を次のようて改正する。
第一条中「關稅法(明治三十一年法律第六十一号)」を「關稅法(昭和二十九年法律第一号)」に改める。
第三条第三項中「保稅倉庫法(明治三十年法律第十五号)」を削る。
第十一条中「關稅法第三十九条を「關稅法第六十三条规定」に改める。
四条但書」を「關稅法第七十三条第一項」に改め、同項中「輸入免許」を「輸入ノ許可」に改める。
第十四条第一項中「輸入免許」を「輸入ノ許可」に改める。
19 第二条第二項中「關稅法(明治十二年法律第六十一号)」を「關稅法(昭和二十九年法律第十四号)」の一部を次のように改める。

別表第一	都道府県 北海道 北 海 道	港名 根室 根 室	酒税法(昭和二十八年法律第六号)の一部を次のように改訂する。 第三条第三号中「關稅法(明治十九年法律第六十一号)第二十一条」を「關稅法(昭和二十九年法律第二十九号)第二十二条」に改める。 しやし、鐵雜品の課税に関する法律(昭和二十九年法律第二十号)の一部を次のよう改正する。 第一条第三項中「關稅法(明治三十二年法律第六十一号)第二十二条」を「關稅法(昭和三十九年法律第六十一号)第二十三条」に改め る。(「保稅地城の定義」)を「關稅法(昭和三十九年法律第六十一号)第二十二条」に改め る。 十二年法律第六十一号)を「關稅法(明治三十二年法律第六十一号)第二十二条」に改め る。 二十九条(保稅地城の種類)に改め る。 大蔵省設置法(昭和二十四年法律第四百四十四号)の一部を次のよう改正する。 第十九条第一項第六号を次のように改め る。 六 指定保稅地域、保稅上屋、 保稅倉庫及び保稅工場に関する事務 すること。 第十七条第一項の表中關稅訴訟審 査会の項を次のように改め る。 附則第三項を次のように改め る。 三 海上公安局法(昭和二十七年法律第二百六十七号)の一部を次のように改 正する。 第一百三十条中「海上保安官」を 「海上公安官」に改める。
23	關稅訴 願審查 會	關稅訴 願審查 會	大蔵大臣の諮詢に応 じて、關稅に関する 訴願について調査審 議すること。

山広広岡島鳥和兵兵大京京三愛愛静福石富新神神東千山秋宮岩岩青青北北北
歌歌奈奈海海海海
口島島山根取山山庫庫阪都都重知知岡井川山潟川葉形田城手手森森道道道
岩広吳尾宇浜境和田神尼大舞宮四名武清敦七伏新横京千酒船塙釜宮八青稚留小函室
道糸歌山下日古木須
国島崎野田津辺戸崎阪鶴津市屋豊水賀尾山潟賀浜葉田川釜石古戸森内萌樽館蘭

外國為替銀行法案

外國卷書錄行注

第一条 この法律は、外國為替取引及び貿易金融の円滑を図るため、外國為替銀行の制度を確立し、その業務の公共性にかんがみ監督の適正を期するとともに、金融制度の整備に資することを目的とする。

二 信用状に関する業務 三 輸出入その他の对外取引

付、手形の割引、債務の保証又は手形の收受
五 四 預金の受入
六 内國為替取引
七 前各号に掲げる業務に附隨する業務
八 外國為替銀行は、前条第一号から第三号までに掲げる業務を

の法令において「銀行」とあるのは、別段の定がない限り、外国為

(実施規定)
第十三條 この法律による免許又は認可に関する申請、届出及び業務報告書その他の書類の提出の手続その他のこの法律を実施するため必要な手続は、大蔵省令で定める。
(罰則) 第十四条 左の各号の一に該当する

合において、その契約が当該外国銀行為替銀行の営むことができない業務に属するときは、第八条の規定にかかわらず、大臣の認可を受けて、当分の間、その契約に關する業務を繼續することができる。銀行（以下同じ。）が外國為替銀行として営むべき業務に属する契約のうち當該外国銀行の営むことができない業務に属するものがあるときも同様である。

（優先弁済）の規定は、前項の規定により貯蓄銀行の業務を繼續する銀行について適用する。

(銀行法の準用)

一条から第三条まで（定義、當の免許、資本の額）、第四条（支局）、第五条（他業の禁止）、第十

条(貯蓄銀行との合併)、第三十二
条から第三十六条まで(外国銀
行の支店等の設置、同割合)

の支店等の設置
規則) 及び附
の規定を除く外、外国為替銀行
について準用する。この場合にお

て、同法第二十六条规定第一項中「ノ業務ヲ営ム会社トシテ」とあるのは「他ノ業務ヲ営ム銀行（長期）

用銀行ヲ含む)以外の会社トシテ
と、「銀行ニ非ザル会社ガ」とあ
のは「銀行」(長期借用銀行ヲ含む)

のに、一銀行（長期信用銀行等）が、
及外国為替銀行以外ノ会社ガ、
読み替えるものとする。

第十二条 外國為替銀行は、銀行^(銀行との關係)にいふ銀行ではない。但し、銀

法及び外國為替及び外國貿易管
理法(昭和二十四年法律第二百二十一
号)並びにこれらに基く命令以

卷之三

右 外国海員銀行法案
國会に提出する。

昭和二十九年三月一日
内閣總理大臣 吉田茂

昭和二十九年三月二十四日 参議院会議録第二十二号 關稅法案外一件

官 報 (号 外)

第二に、外國為替銀行の業務は、外國為替取引又は輸出入取引その他の対外取引に関する信用供与を中心とした、一般国内貸出業務は対外取引関係の金融と関連のあるものに限ることとし、なお預金の受入は特に制限を加えないことといったそ^トとするものであります。第三に、店舗は、外國為替取引又は貿易金融上の重要な地に限つて設置できることとし、国内店舗はこの意味でかなりの制限を受けることとなるのであります。が、その半面、海外では重要な地には広くその設置が認められることがあります。第四に、本法の施行に伴つて既存の銀行が外國為替銀行になることを予想いたしまして、その切換えの円滑を図るための所要の規定を整備しようとすること等であります。

本案審議に当り、各委員より熱心なる質疑がなされたのであります。その主なる点を申上げますれば、「為替専門銀行を複数制とするか単一行制とするか」との質疑に対して、「本法の建前としては複数制であるが、我が国の貿易及び外國為替取引の実情よりして、差当り一行を予定している」旨の答弁がありました。「市中為替銀行と為替専門銀行の差異如何」との質疑に対して、戦後における我が国為替銀行の機能と能力が外國銀行に比して劣つてゐることは争はれない事実であつて、これは基本的には店舗網の貧弱、外國為替取引上の能力の低いこと、資力不十分なこと、或いは商社の地位の弱体化などに由来しておるのであります。従つてこのため我が国の外國為替市場における信用の低いこと、資力不足による債務の回収が実質的には外國銀行に依存しな

ければならない実情にあるのであります。貿易依存度の高い我が国の経済の自立と発展を期するため、外国為替取引及び貿易金融の自立的な立場における円滑且つ適正な運営を望するならば、外国銀行に比肩し得る十分な能力と信用を具備した強力な我が国為替取引の出現を期さなければならないのです。而して為替取引及び貿易金融は、的確な国際的な商況判断や、国際市場における適切な外貨運用等のために、国内金融とはかなり異なる特殊な専門的能力を必要とする。然るに国内業務にその基盤を持つ銀行が外国為替業務を併せ行うときには、外国為替業務の遂行については、人事、資金等の面において、或る程度国内業務面からの制約を受け、或いはその業務が自己の特定取引先に偏する傾向が免れがたい。これに反し外国為替業務に専念する銀行は、外國為替業務を併せ行うとき期待されるものであります。為替専門銀行は、本法に準拠した民間銀行で合理化に対し真剣な創意を發揮するものと期待されるものであります。為替専門銀行は、本法に準拠した民間銀行であるので、旧横浜正金銀行に対して与えられたとき特權は考えていない。従つて為替専門銀行は、従前の市中為替銀行は、従来通りその能力に応じて外国為替取引及び貿易金融に從事せらるべき、為替専門銀行との間に十分競争と補完の余地を与えることにしているの

であり、又為替管理法の適用についても、その実体的規定には為替専門銀行等も等しく服するのであって、飽くまで政府又は対日本銀行との關係においては、為替専門銀行も他の市中為替銀行と同列的地位に立つのであります。

以上のとく、「為替専門銀行」に対しては、質的優遇措置はとらないが、外貨預託に当つて或る程度の量的裁量権を行つほか、外國における國庫代理店を認めるとか、海外店鋪の設置等について優先的な考慮を払う」旨の答弁がなされたのであります。第八条において、特に海外における担保保証債権等の業務を認めた理由如何についての質疑に対し、「外國為替銀行は貿易為替金融の専念し、国内金融、特に事業金融的なものを行わない、建前をとることになつてゐるので、その性格上、一般的に担保附社債信託の業務を認めることは適当ではない。たゞ本邦法人が外債を募集するような場合に、海外においてこの種の業務を行う機関が必要とされるときは、この銀行の信用と店鋪網を活用し、その顧客の要請に応ずることが適當であると考えられる場合があるのでは、特にこのような場合に限つて兼營銀行と認めることにした」旨の答弁がありました。その軽質疑の詳細は速記録により御承知願いたいと思います。

質疑終了し討論に入り、野瀬委員より、「本法案の構想によつて設立される為替専門銀行の基礎は脆弱であるので、政府は為替専門銀行を育成して、日本貿易の振興に寄与せしめるところを条件として養成する」旨の意見が述べられ、小林委員より、「為替専門銀行の公共性並びに國際性に鑑み、金融界、貿易界、生産界等各方面の心から

なる協力が得られるよう、同行の資本を
及び人事の構成等に關し格段の工夫を
払うこと、為替専門銀行設立のため、
経済的にも貿易に関する国内金融、並
社及び生産金融に疏通を欠くことの
ないよう特段の配慮を払うこと、為替
専門銀行の国際的信用力の培養並びに
同行機能の完全な発揮のために、政
府保有外貨の重点的預託及び為替専門銀
行資金確保のため円資金融通の途を確
保すべきである。円資金融通についての
は、特に日本銀行をして協力せしむるこ
と、並びに為替相場体系の正常化を図るこ
となどとを希望して賛成の意見が述べ
よつて配慮せられた。為替貿易金融制
度の正常化、特にユーランス制の採用
並びに為替相場体系の正常化を図ること
となどとを希望して賛成の意見が述べ
られ、青柳委員より、「政府の為替専門
銀行に対する答弁は消極的である」との
意見が述べられ、更に畠木委員より「
新銀行に対する期待が大であるので
積極的に日本經濟に役立たしめるの
よう育成することを希望する」旨の趣
成意見が述べられ、
り、「為替専門銀行は、その機能の發揮
如何は、すべて政府の行政的運営にか
かっている。従つて本案による為替専
門銀行が設立されたときは、政府の全
融政策において、為替専門銀行の基本的
的運営方針を定め、その方向に運用さ
れるよう強く要望する」旨の意見が述べ
られたのであります。

社以外の法人である合名会社、合資会社、有限会社及び協同組合等につきましても、同様の措置を講ずることが適当であると考えられますので、必要な事項を規定しよっとするものであります。

先づ内容の大要について申上げますと、第一点は、再評価積立金を資本に組入れるには、定款変更の場合と同様の決議を必要とする点といたしましたのであります。第二点は、出資について口数の定めがある法人が、資本組入を行なつた場合には、組入額の総額に対応して、出資の総口数が増加するものとし、出資者各人の出資口数は、それ／＼の出資者が現に有しております出資口数に応じて増加することとしたしております。第三点は、資本組入の場合においては、原則として無償で出資口数が増加するのであります。が、株式会社の場合と同様、出資一口の金額の一部を出資者に払込せることを認めると共に、端数又は払込のなかつた出資の口数が生じた場合における売却又は出資者の募集及びこれによつて得た金額の分配について所要の規定を設けております。第四点は、資本組入を行なつた結果、出資者の口数が法令に規定する保有限度を超える場合の特例を設けると共に、出資者に対して分配すべき金銭の額について、所得計算上所要の特例措置を講じております。このほか、株式会社の資本組入の場合において失権株又は端株を公募する際の発行価額について商法の特例を設けております。

の法律の実施によつて、株式会社以外の法人について、その資本構成の是正を図り得ることと、現在株式会社に与えられている種々の税制面での優遇措置を均等に受けられ得る効果があること。二、この法律の対象となる法人の数は十七万五千二百二十五で、その再評価積立金の昭和二十八年度末現在高は百四十二億六千九百万円であることなどであります。詳細は速記録によつて御承知願いたいと存じます。

かくご質疑を終了し、討論採決の結果、多数を以て原案通り可決すべきものと決定いたしました次第であります。

以上、御報告申上げます。(拍手)

○議長(河井彌八君) 株式会社以外の法人の再評価積立金の資本組入に関する法律案に対し、討論の通告がござります。発言を許します。東監君。

〔東監君登壇、拍手〕

○東監君 只今上程されている株式会社以外の法人の再評価積立金の資本組入に関する法律案に対し、日本社会党を代表して反対の意を表明するものであります。以下反対の理由を述べます。

本法律案は、昭和二十六年四月、法律第百四十三号を以て公布された再評価積立金の資本組入に関する法律が、営利を目的とする株式会社の資本組入について規定しているのに対して、株式会社以外の法人、この二つの中に見過してはならぬ問題が伏在しているのと申しますと、それは、一見こ

の法律案は、株式会社以外の法人の資本蓄積をすすめているようであります。併しこの法案は決して資本蓄積を狙つておらず、株式会社以外の法人に対し、将来長く課税を続けることとする法律案なのであります。そのことを端的に立証するものは、この法案の説明には、大蔵省の主税局長がこれに当り、関係のある資産再評価法や、再評価積立金の資本組入に関する法律等は、衆参両法制局編纂の現行法規總覽中、その第十編、第十三編租税・専売編の租税の中にもまとめられております。このことは極めて小きことのようですが、政府のこの法案を立案した狙いを明らかにしたものと言わなければなりません。

次に、この法案は、株式会社以外の法人と称して、他の営利法人を対象としているかのようですが、それは附けたりで、各種の協同組合を対象としているかのようですが、それによつて過ちではないのであります。そのことは、この法文を読めば明らかになるのであります。この法案は、全文十三条からなつてゐるささやかな法律案であります。第九条までは協同組合とは明記してありませんが、主として協同組合の法文であることは明らかであります。第十条が合名会社又は合資会社における資本組入、第十一条が有限会社における資本組入、第十二条が所得計算の特例、第十三条が罰則を語つてゐるのであります。第十四条と第十五条が協同組合外の法人に適用する条文であつて、これらは先に公表になつた再評価資本の組入に関する法律の中に規定すれば足るのであつ

て、この法律案は、まさしく協同組合という営利を目的としない法人を対象として立案されているのであります。

ところで、各種協同組合を税の対象とすることを意味しているのであります。これは明瞭に政府が營利を目的としない各種の協同組合から、税金を長く上手に吸い上げようとしたものと見受けられます。このことは何を意味しているのであります。ましょうか。これは明瞭に政府が營利を目的としない各種の協同組合から、企らみを以て立案したものであることを雄弁に物語っています。更に、このことを裏書きするものは、この法案の附則三項を見ると、なお明らかであります。ここでは昭和二十六年法律第四十三号の再評価積立金の資本組入に関する法律の題名を、株式会社の再評価積立金の資本組入に関する法律に変更しようとしているのであります。このことは、この法案と相待つて、如何にも各種の経済法人を網羅しているかのよう見せかけていますが、この法案は、協同組合を中心として対象としているので、相互保険会社や相互銀行などは、各種協同組合より教段儲けることなく見受けられることがあります。リコールについても、協同組合と会社ではお話しになります。かくのごとき政府の意図を持つて各種協同組合を課税の対象としているのであります。この法案は、全国の端的な意図が盛られていて、今国会を通して、提案されている各種協同組合に課税して、この国における民主主義的機構の中心をなすべき協同組合の発達を阻止しようとしてあるのであります。この法案こそ、その端的な意図が盛られていて、最も大きな問題は、漸く発芽し成長しようとすると株式会社を簡単に比較することとなります。

協同組合の目的は、利潤の追求ではありませんが、会社の目的は、利潤追求が目的なのであります。協同組合は、一人一票で議決もし役員の選任もするが、会社では、一人一票ではない。株がものとされ、即ち資本がオール・マイティであります。協同組合の組合員は発議権を持っているが、会社の一株株主には発議権は実質的にはない。株がものとされ、即ち資本がオール・マイティであります。リコールについても、協同組合と会社ではお話しになります。かくのごとき政府の意図を持つて各種協同組合を課税の対象としているのであります。この法案に対し、我が党は断固として反対しなければなりません。

以上述べたように、如何にも資産の再評価を行うことにより、適正な減価償却を可能にして、企業経理の合理化を図るかのとくに見えますが、この法案の基礎になつてゐる資産再評価法の第一条には、明らかに「資産譲渡等の第一回に於ける課税上の特例」を設けています。かかるべきでないというのが我々の主張であります。今回の法案の意図するところは、各種協同組合を税の対象とすることを意味しているのであります。協同組合は、自治体に近いのであります。そこで、このことはその局に当つてはあります。よつて本案は、可決せられました。

(拍手)

○議長(河井彌八君) これにて討論の通告者の発言は終了いたしました。討論は終局したものと認めます。

これより三案の採決をいたします。

○議長(河井彌八君) 過半数と認めます。よつて本案は、可決せられました。

支那事変が進展するにつれ昭和十七年、國策即応の名の下に課税され、協同組合が営利を目的としない法人であることを明らかにするため、協同組合と株式会社を簡単に比較することとなります。支那事変が進展するにつれ昭和十七年、國策即応の名の下に課税され、協同組合が営利を目的としない法人であることを雄弁に物語っています。更に、このことを裏書きするものは、この法案の附則三項を見ると、なお明らかであります。ここでは昭和二十六年法律第四十三号の再評価積立金の資本組入に関する法律の題名を、株式会社の再評価積立金の資本組入に関する法律に変更しようとしているのであります。このことは、この法案と相待つて、如何にも各種の経済法人を網羅しているかのよう見せかけていますが、この法案は、協同組合を中心として対象としているので、相互保険会社や相互銀行などは、各種協同組合より教段儲けることなく見受けられることがあります。リコールについても、協同組合と会社ではお話しになります。かくのごとき政府の意図を持つて各種協同組合を課税の対象としているのであります。この法案は、全国の端的な意図が盛られていて、最も大きな問題は、漸く発芽し成長しようとすると株式会社を簡単に比較することとなります。

協同組合の目的は、利潤の追求ではありませんが、会社の目的は、利潤追求が目的なのであります。協同組合は、一人一票で議決もし役員の選任もするが、会社では、一人一票ではない。株がものとされ、即ち資本がオール・マイティであります。協同組合の組合員は発議権を持っているが、会社の一株株主には発議権は実質的にはない。株がものとされ、即ち資本がオール・マイティであります。リコールについても、協同組合と会社ではお話しになります。かくのごとき政府の意図を持つて各種協同組合を課税の対象としているのであります。この法案に対し、我が党は断固として反対しなければなりません。

以上を以て反対討論を終ります。

(拍手)

○議長(河井彌八君) これにて討論の通告者の発言は終了いたしました。討論は終局したものと認めます。

これより三案の採決をいたします。

先ず、開税法案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

ドニー・ウエーブは、「協同組合は任意加入の自治体であり、自治体は強制加入の協同組合である」と申していま

す。このことはその局に当つてはあります。よつて本案は、可決せられました。

かくとも協同組合は、会社とはま

○議長(河井彌八君) 次に外國為替銀行法案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(河井彌八君)　過半数と認めます。よつて本案は、可決せられまし
た。

○議長(河井彌八君) 次に株式会社以外の法人の再評価積立金の資本組入に備する法律案全部を問題に供します。

○議長(河井彌八君) 過半数と認めます。よつて本案は、可決せられました。

○議長(河井彌八君) 日程第七、国有
鉄道運賃法の一部を改正する法律案
(内閣提出、衆議院送付)を議題といた
します。

委員長前田穰君。

揭載

法律案

よつて国会法第八十三条により送付
する。

衆議院議長 塚原康次郎
參議院議長河井彌八殿

国有鉄道運賃法の一部を改正する法律案

國有铁道運輸法

同林錄通鑑集注

改正する法律案外一件

ではないか」との質問に対しましては、政府委員より、「今回の値上げに関連して只今のところ三等運賃の値上げは考えられない」との答弁がありました。その他国鉄経営に対する将来の方針、航空運賃との比較、運賃値上げに関連して三等寝台の復活等、サービスの向上、「一等車の存廃等、国鉄の経営に関するあらゆる角度から本案に興味しました質問が活発に行われましたが、それらの点についての詳細は、委員会速記録により御承知願います。

以上で質疑を終り、続いて討論に入りましたところ、植竹委員より、原案に賛成する旨の意見の開陳があり、希望として、運賃は合理的に定むべきであります。且つ独立採算制の立場から、根本的な運賃制度を樹立すべきであるが、国鉄の経理の現状においては、予算の執行上今回の措置も止むを得ないとの意見がありました。次に、天田委員よりは原案に反対の旨の意見を明らかにされ、その事由としては、この法案に現われているのは「一、二等運賃の値上げ」だけであるが、その底には三等運賃値上げの危惧があるということ及び時期的に芳しくないこと、並びに運賃収入以外に収入の途を考慮する余地がありはしないかということであります。続いて大和委員よりは原案に賛成の旨の意見の開陳があり、今回の運賃改訂には理論的、科学的裏付けを欠くべきであるので、今後は十分この点を考慮すべきである。又更に独立採算制に努力し、なお職員の声を開き、経営の合理化に進んで欲しいと強く希朢意見が述べられました。最後に高木委員よりは原案に賛成の旨意見の開陳があり、緊縮予算、耐久生活を要求し

三五八

ている際に、運賃の値上げはしないほうがよいと思うし、又経営合理化につけても更に努力を要する途がありはしないかと思うが、國鉄の財政の現状から、比較的の負担力のある一、二等の運賃改訂は止むを得ないとして、前述のごとく賛成の意見を開陳されました。

以上で討論を終り、直ちに採決に入りましたところ、多數を以ちまして原案通り可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申上げます。（拍手）

○議長（河井彌八君）別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（河井彌八君）過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。（拍手）

○議長（河井彌八君）日程第八、郵便為替法の一部を改正する法律案

・日程第九、郵便切手類充さばき所及び印紙充さばき所に関する法律の一部を改正する法律案（いずれも内閣提出、衆議院送付）を議題とすることに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長（河井彌八君）御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。郵政委員長池田宇右衛門君。

〔審査報告書は、都合により附録に掲載〕

郵便為替法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

昭和二十七年度國有財產增減及び
現在額總計算書
昭和二十七年度國有財產無償貸付
狀況總計算書

右在

昭和二十九年二月十一日

內閣總理大臣 言用

○小林亦治君：只今議題となりました昭和二十七年度国有財産増減及び現在額總計算書並びに昭和二十七年度国有財産無償貸付状況總計算書に関する決算委員会の審議の経過並びに結果を御報告いたします。

と、昭和二十七年度におきましては、国有財産の増加額は二千三百九十九億余円、会計特別会計を合計いたし、国有財産の減少額は九百八十九億余円であります。差引純増加額は一千四百一億余円となつております。年度末、即ち昭和二十八年三月三十一日現在の国有財産の総額は四千六百六十四億余円であります。この内訳は、行政財産一千五百六億余円、普通財産二千九百五十八億余円となつております。行政財産を更に分類いたしまして、公用財産五百八十億余円、公共福徳用財産一億余円、事業用財産六百二十億余円となつております。次に、国有財産を無償で貸付けましたものは、一般会計、特別会計を合計して、昭和二十七年度における増加額は一億余円、減少額は八千余万円、差引純増加額は一千余万円であります。年度末における無償貸付の総額は一億七千余円となつております。

決算委員会におきましては、右二件につき政府の報告を聞きました上、慎重に審議いたしました。本件に関する会計検査院の検査報告によりますと、一般会計から昭和二十七年度に農業共済基金に出资した十五億円及び同年度までに私立学校振興会に出資した二十一億四千九百余万円、米国対日援助見返資金特別会計から二十六年度に

明治二十五年三月三十日第三種郵便物認可

日本開発銀行に出資した百億円及び同年度までに日本輸出銀行に出資した七十五億円は、いずれも本計算書に計上洩れとなつてゐることが指摘されてゐるのに対し、政府から、これらは関係各省の手違い又は法令解釈上の誤義のために手続が遅れたものであるが、昭和二十一年度において、それゞゝ国有財産に計上いたしたとの説明がありました。その他国有財産の管理処分等の処理の適正でない事項については、別途昭和二十七年度決算審査においてこれを検討することといたしましたして、この二件の計算書は、これは承認することに異議がないことに議決いたしました。

出席者は左の通り。

議員	河井 小林 武治君	議長	佐藤 尙武君
副議長	重宗	補八君	雄三君

- ・、日程第四 賴税法案
- ・、日程第五 外國為替銀行法案
- ・、日程第六 株式会社以外の法人の再評価積立金の資本組入に関する法律案
- ・、日程第七 国有鉄道運賃法の一部を改正する法律案
- ・、日程第八 郵便券書法の一部を改正する法律案
- ・、日程第九 郵便切手類元さばき所及び印紙売さばき所に関する法律の一部を改正する法律案
- ・、日程第十 昭和二十七年度国有財産増減及び現在額總計算書
- ・、日程第十一 昭和二十七年度国
- ・、有財産無償貸付狀況總計算書

井上	清一君
吉田	萬次大君
森田	豊壽君
佐藤清一郎君	伊能君
長谷山行毅君	西郷吉之助君
田中啓一君	一男君
石原幹市郎君	良民君
岡田	信次君
園	伊能君
北村	豐君
寺尾	以良君
中川	吉野
吉野	信次君
津島	壽一君
高橋	伊能繁大郎君
西岡	八郎君
木内	四郎君
小澤久太郎君	賛雄君
雨森	常夫君
秋山俊一郎君	大谷
仁田	竹一君
永岡	光治君
上原	正吉君
山本	米治君
三輪	貞治君
川村	松助君
池田牛右衛門君	忠慈君
岩沢	英三君
大和	與二君
小林	正雄君
内村	清次君
成瀬	橘治君
阿具根	登君
大倉	精一君
小松	正信君
近藤	信一君

佐多	忠臣	忠臣君	亦治男君	勝男君	義一郎君	三朗君	隆圓君	源吉君	武雄君	太郎君	未治君	忠彦君	平松君	萬平君	千秋君	木下	海野	川黑	葉草	野平	井上	村石	屋宮	山横	屋古	山左	原柳	屋中	川中	酒井	根闢
小林	竹中	永井	純	義	長	三	源	忠	萬	太	未	忠	萬	千	木	秋	海	河	木	平	加	入	藤	宮	古	山	中	宮	大	木	大
佐多	忠臣	忠臣君	亦治男君	勝男君	義一郎君	三朗君	隆圓君	源吉君	武雄君	太郎君	未治君	忠彦君	平松君	萬平君	千秋君	木下	海野	川黑	葉草	野平	井上	村石	屋宮	山横	屋古	山左	原柳	屋中	川中	酒井	根闢
小林	竹中	永井	純	義	長	三	源	忠	萬	太	未	忠	萬	千	木	秋	海	河	木	平	加	入	藤	宮	古	山	中	宮	大	木	大
佐多	忠臣	忠臣君	亦治男君	勝男君	義一郎君	三朗君	隆圓君	源吉君	武雄君	太郎君	未治君	忠彦君	平松君	萬平君	千秋君	木下	海野	川黑	葉草	野平	井上	村石	屋宮	山横	屋古	山左	原柳	屋中	川中	酒井	根闢